

令和8年第1回定例会予算審査特別委員会（健康福祉委員会所管）会議録

令和8年3月11日
午前10時00分～午後4時17分
全員協議会室

出席者氏名

石嶋 照幸	委員長	山村 尚	副委員長
伊藤 悦子	委員	石引 礼穂	委員
櫻井 速人	委員	札野 章俊	委員
大野みどり	委員	久米原孝子	委員
山宮留美子	委員	加藤 勉	委員
岡部 賢士	委員	山崎 孝一	委員
後藤 光秀	委員	椎塚 俊裕	委員
油原 信義	委員	大竹 昇	委員
後藤 敦志	委員	杉野 五郎	委員
寺田 寿夫	委員	鴻巣 義則	委員
大野誠一郎	委員		

欠席者氏名

金剛寺 博 委員

執行部説明者

市長	萩原 勇	副市長	木村 博貴
福祉部長	荒瀬 由美	健康スポーツ部長	足立 典生
福祉部次長	篠塚 寿也	健康スポーツ部次長	飯田 啓司
福祉総務課長	山崎 正尚	こども家庭センター課長	蔭山 大三
こども家庭センター課長	海老原雅男	障がい福祉課長	鴻巣 倫子
こども発達センターつばみ課長	唯根 敦美	保護課長	松本 博実
健康増進課長	大久保雅人	医療対策課長	飯倉 基彰
介護保険課長	重田 正光	保険年金課長	沼尻 正宏
スポーツ推進課長	昇 一信	保護課長補佐	鈴木 美朗（連絡員）
保険年金課長補佐	名島 裕美（連絡員）		

事務局

課長補佐 深沢伸一郎

議題

議案第33号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計予算（健康福祉委員会所管事項）
議案第34号 令和8年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計予算
議案第37号 令和8年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

○石嶋委員長

それでは、前回の予算審査特別委員会に引き続きご出席、お疲れさまでございます。

ただいまから予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第33号から議案第38号までの令和8年度各会計予算6案件を一括議題といたします。

本日は、健康福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から予算審査特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

予算審査特別委員会においては、「関連質疑は認めない」、「詳細な数字または過去数年にわたる資料を必要とする際は、事前に執行部と調整を行う」と申合せがされておりますので、よろしく願いいたします。

また、質疑につきましては一問一答で行いますので、挙手をして該当のページ、事業名をお知らせいただき、簡潔明瞭な質疑をお願いいたします。さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に的確な答弁をされますようお願いいたします。

なお、会議室へのパソコン、タブレット、スマートフォンなどの持込みを許可しておりますが、議事に関係のないウェブサイトを開覧することや、端末から通知音、操作音、振動音が鳴動することのないよう、特にご注意ください。

また、本日の予算審査特別委員会はYouTubeでのライブ配信を行いますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第33号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計予算の健康福祉委員会所管事項についてご説明を願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案第33号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計予算、福祉部の所管事項について、主に増減が大きかった事業及び新規の事業についてご説明いたします。

20ページをお願いします。

歳入です。

3番目の箱、款が13、分担金及び負担金、1の民生費負担金です。

2番目の老人施設入所負担金は、養護老人ホーム入所者で一定の収入がある方の自己負担分です。負担金対象者が1名増えたことにより、前年度比34.5%の増額となります。

下から6番目の乳児等通園支援事業負担金は、令和8年度から本格実施となります乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の八原保育所分の利用料で、1時間当たり300円としています。

その下、乳児等通園支援事業負担金（給食費）は、八原保育所においてこども誰でも通園制度の利用者へ給食を提供した際の利用者負担金で、1食170円としています。

21ページをお願いします。

款が14、使用料及び手数料、2の民生使用料です。

中ほどのさんさん館保育ルーム使用料は、生後6か月から3歳までの児童を保育ルームで一時的にお預かりするリフレッシュ保育の利用料です。こども誰でも通園制度の本格運用に伴い、3歳未満の利用者数の減少を見込んでいることから、前年度比28%の減額となっております。

25ページをお願いします。

款が15の国庫支出金、1の民生費国庫負担金です。

上から2番目の乳児等のための支援給付費は、新規事業となりますこども誰でも通園制度の運営費に係る給付費です。国4分の3の負担割合です。

26ページをお願いします。

中段の2の民生費国庫補助金です。

下から4番目の子ども・子育て支援事務費（学童保育分）は、放課後児童健全育成事業に対する国3分の1の補助で、前年度比29%の増額となります。

27ページをお願いします。

上から3番目のこども政策推進事業費は、市町村こども計画策定のための実態調査並びに調査結果を踏まえた計画の策定に要する経費について国2分の1の補助で皆増となります。

二つ飛びまして、生活困窮者終了準備支援等事業費は、令和8年度より新たに実施します生活困窮者自立支援制度に含まれる事業の一つで、就労準備支援事業の費用に係る国3分の2の補助です。

三つ飛びまして、子ども・子育て支援事業費（産後ケア事業分）は、産後ケア経費に係る国2分の1の補助で、利用実績により前年度比65.4%の増額となります。

28ページをお願いします。

4番目です。

妊婦のための支援給付補助金は、妊婦のための支給給付金の給付に係る経費のうちシステム運用費及び事務費に対する国負担分で、負担割合はそれぞれ10分の10及び2分の1で、前年度比93%の減額となります。減額の主な理由は、令和7年度から妊婦のための支援給付費が法定化され、原則として5万円の現金給付となったことで、従来のポイント給付が減少したことによるものです。

その下、5歳児健康診査支援事業は、令和8年度からの新規事業で、5歳児健康診査支援事業に要する補助金で、国2分の1の補助です。

続きまして、43ページをお願いします。

下段になります。

市債です。下から5番目になります。

ふれあいゾーン施設整備事業債は、ふるさとふれあい公園及びひまわり園の照明のLED化工事に係る事業費の90%相当分を原資として借り入れるものです。

その下、地域活動支援センター施設整備事業債は、照明LED化工事の原資として75%相当分を借り入れるものです。

その下、さんさん館施設整備事業債は、外壁及び屋根の防水改修工事並びに外構工事に係る財源として起債するもので、起債充当率は工事費用の80%になります。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出です。

74ページをお願いします。

上から4番目の就労準備支援事業は、歳入でも説明した事業になりますが、生活困窮者自立支援法に基づく支援であり、直ちに就労することが困難な方を一般就労に従事する準備として一人ひとりの状況に合わせた自立支援を行うものです。令和8年度より、茨城県がNPOに委託する公益事業に参加し支援を実施するもので、その負担金です。

三つ飛びまして、総合福祉センター管理運営費です。

管理費は、施設等の維持、改修に要する経費で、事業費は浴槽ろ過設備、ろ材タンク交換の修繕費です。前年度比36.6%の増額となります。

その下、地域福祉会館管理費は、市シルバー人材センターが地域福祉会館に移転することに伴い、令和8年度から福祉総務課の所管となります。光熱水費及び修繕料、施設清掃等の委託料が主な経費となります。

その下、地域活動支援センター管理費です。

工事請負費は、空調設備更新及び照明LED化工事の費用で皆増です。

その下、ふれあいゾーン管理運営費です。

75ページに続きます。

こちらの施設につきましても、令和8年度はふるさとふれあい公園とひまわり園の照明のLED化工事を予定しており、工事に係る事業費を計上したため大幅な増額となっております。

一つ飛びまして、障がい福祉標準化システム運用費です。

障がい福祉事業を包括的に管理するシステムの利用料で、運用に係る管理及び利用に要する経費です。前年度比138%の増額となります。

76ページをお願いします。

1番目の障がい者自立支援給付事業は、障がい者の介護給付費、訓練等給付費、障がい者更生医療費などです。利用者の増加により、介護給付費や訓練等給付費が伸びており、扶助費全体で前年度と比較して1億434万4,000円、6.9%の増額となります。

79ページをお願いします。

下から2番目のこども計画策定費は、こども基本法に基づきこども大綱及び県のこども計画を勘案して策定する市町村こども計画の策定に係る委託料です。市町村こども計画は、本市におけるこども施策を一体的に推進するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援計画を策定するものです。

その下、子育てガイドブック更新事業は、本市の妊娠・出産から子育て期に係る行政サービス及び支援情報を集約した冊子、子育てガイドブックを更新するための印刷製本費です。2年ごとに更新しているため、皆増となります。

80ページをお願いします。

1番目の児童発達支援事業特別会計繰出金は、こども発達センターつぼみ園に係る特別会計への繰出で、前年度比28.4%の増額となります。

一つ飛びまして、さんさん館管理運営費です。

令和8年度は雨漏り改善のため、外壁及び屋根の防水改修工事並びに外構工事を行うため、前年度比74.2%の増額となります。

81ページに続きます。

1番目の学童保育ルーム管理運営費です。

運営費は、学童保育ルームの運営を民間事業者へ委託する委託料が主なもので、人件費の増加により前年度比21.2%の増額となります。

一つ飛びまして、学童保育ルーム入退室管理システム運用費は、令和8年4月から稼働になります学童保育ルーム入所児童の入退室を管理するシステムの保守及び利用料で皆増です。

82ページをお願いします。

下から2番目になります。

地域子育て支援拠点充実事業は、地域子ども・子育て支援事業のうち乳幼児とその保護者の交流の場として民間施設が行う地域子育て支援拠点に対する補助金で、前年度比20.6%の増額となります。

その下、乳児等のための支援給付費は、83ページに続きます。

令和8年4月から全国で本格実施されますこども誰でも通園制度の運営費に対する扶助費で、皆増です。

2番目になります。

保育士等確保体制支援事業は、年度を通じた保育の受皿を確保するとともに、保育環境の維持向上を図ることを目的とし、利用者が定員に満たないことによる保育施設等の財政的負担を軽減するための補助金で、前年度比22%の増額となります。

下から4番目です。

放課後児童支援員等処遇改善事業は、学童保育ルーム支援員等の処遇改善のための賃上げを継続して行うため、委託事業者への補助金です。昨年度までは委託料に含めておりましたが、新たに項目を立てることにより賃金改善状況を明確化するもので、皆増となります。

85ページをお願いします。

一番下になります。

生活保護扶助費です。

生活保護法に基づき被保護者に対して支給する生活保護費となります。令和7年4月か

ら12月までの9か月間で、保護開始世帯は56世帯、保護廃止世帯は70世帯、保護廃止が保護開始を上回ることによって保護世帯が減少となり、保護世帯は618世帯、保護率9.3パーミルは茨城県の平均10.4パーミルを下回っている現状でございます。扶助費につきましては、この状況に基づき前年度比約8,500万円の減額となります。

88ページをお願いします。

上から2番目の妊婦・小児歯科保健事業です。

妊娠期から子どもの歯科健診やフッ化物洗口事業に係る経費で、皆増です。

89ページをお願いします。

下から4番目の健康管理標準化システム運用費（妊産婦・乳幼児健診）は、現在利用しております健康管理システムの改修に係る経費で、前年度比66%の増額となります。

90ページをお願いします。

下から3番目の健康管理標準化システム運用費（乳児1か月健診）です。

健康管理システムに生後1か月児健康診査結果を取り込むための改修費で、皆増となります。

一番下になります。

5歳児健康診査事業です。

91ページに続きます。

令和8年度から開始します5歳児健康診査実施に係る経費です。健診は、乳児教育・保育施設内で行う循環型、健診日に欠席した子どもや市外へ登園している子ども等を対象として親子で市保健福祉棟にて行う来所型での実施を予定しております。

その下、不妊治療費助成事業です。

経済的負担の軽減、子どもを産み育てたい方に対する支援を目的として、治療1回当たり最大5万円を補助するもので、利用実績により前年度比51.8%の減額となります。

三つ飛びまして、産後ケア事業は、産科医療機関等で実施している日帰り型、宿泊型、訪問型の産婦に対する育児支援事業に係る経費で、利用実績により前年度比64.8%の増額です。

最後に、127ページをお願いします。

上から2番目のこどもの居場所・遊び場創出事業は、「ここくれば」の運営費3か所分で皆増となります。

以上で、福祉部所管の令和8年度一般会計予算の説明を終わります。

○石嶋委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項の主なものについてご説明をいたします。

はじめに、債務負担行為です。

10ページをご覧ください。

一番下、総合運動公園等管理運営業務委託契約（令和8年度追加分）です。

旧長戸小学校体育館を令和9年度からスポーツ施設に位置づけ、管理運営を行うに当たり、現在指定管理者として管理運営を行っている龍ヶ崎市総合運動公園ほか16施設に追加するために債務負担行為を補正するものです。

24ページです。

5番目、国民健康保険基盤安定等です。

保険者支援分は、低所得世帯の保険税の法定軽減者数に応じて交付されるもので、国の負担割合は国の算定基準額の2分の1です。なお、この保険者支援分に令和8年度から子ども・子育て支援金分が含まれます。

その下、保険税未就学児均等割軽減分は、未就学児に係る保険税均等割5割軽減策に対して交付されるもので、国の負担割合は2分の1です。

その下、保険税産前産後期間軽減分は、出産または出産予定の国保加入者の保険税の所

得割と均等割について、単胎妊娠では産前産後4か月分、多胎妊娠では6か月分を減額する制度です。国の負担割合は2分の1です。

26ページです。

中ほど、地域診療情報連携事業費です。

歳出の新規事業である福祉情報システム改修事業に対する国庫補助金で、補助割合は2分の1です。事業内容は、歳出でご説明をいたします。

42ページです。

中ほどより下、健康診査受診者負担金です。

健康診査や各種がん検診における健診受診者の自己負担分です。令和8年度より、今定例会に議案として上程しておりますが、特定健康診査等の自己負担金を値下げし、受診率の向上を図ることとしております。一方、40歳から64歳の肺がん検診及び大腸がん検診につきましては、郵送料等の値上げにより受益者負担の観点から自己負担金の値上げを予定しております。

43ページです。

中ほど1枠目の下、たつのこフィールドネーミングライツ収入です。

龍ヶ崎市陸上競技場の命名権料で、A I メカテック株式会社と令和7年12月から令和12年11月までの5年間の契約を締結しております。

その次、たつのこスタジアムネーミングライツ収入です。

龍ヶ崎市野球場の命名権料で、常磐建設株式会社と令和7年8月から令和12年7月までの5年間の契約を締結しております。

歳入については以上です。

続いて、歳出です。

77ページをご覧ください。

中ほど、高齢者いきいき活動支援事業です。

元気サロン松葉館の運営委託経費のうち65歳未満利用者相当分として総額の5%を一般会計で計上し、残り95%は介護保険事業特別会計で計上しております。元気サロン松葉館については、利用者の増加に伴い、新たに土曜日を開館することにより20%の増額となっております。

78ページです。

下から5番目、福祉情報システム改修事業です。

こちらは新規事業になります。国のパブリックメディカルハブ、通称PMHというネットワークに加わることで、茨城県のマル福のような地方単独の医療費助成制度を受給者証なしでマイナ保険証だけで利用できるようになるとともに、県外でも現物給付を可能とするためのシステム改修費用です。

79ページです。

2番目、国民年金システム改修事業です。

令和8年度の国民健康保険制度改正に対応するためのシステム改修です。これは、令和8年10月1日から始まる育児期間の国民年金保険料免除制度及び令和7年度税制改正で設けられた特定親族特別控除にそれぞれ対応するためのシステム改修費用です。

87ページです。

2番目、小児医療オンライン相談事業です。

小児科医に直接電話、ビデオ通話、LINE、メールなどで相談できるオンライン医療相談に係る経費です。子どもの急な体調の変化に対しての医療機関受診の判断から、日常の何気ない疑問や不安まで、子どもに関する様々な質問を気軽に相談できるサービスです。

その次、医療機関等物価高騰対策事業です。

新規事業です。

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、負担が増大してい

る医療機関等の光熱費等に対し補助金を給付するものです。

二つ飛んで、まいん健康サポートセンター管理運営費です。

施設に設置している体組成計及び血圧計、血圧計用タブレット機器の入替えにより増額となっております。

一番下、健康マイレージ事業です。

健康ポイントや商品交換など、運営事業に要する経費です。65歳未満の登録者分として経費の50%を一般会計に計上し、残り50%は介護保険事業特別会計で計上しております。登録者の増加により増額となっております。また、健康ポイントの付与数や交換商品について見直しを行っております。

続いて、88ページです。

3番目、成人歯科保健事業です。

令和8年度より子どもの歯科健診等に要する経費をこども家庭センターへ、成人については健康増進課へ予算をそれぞれ振り分けており、成人の歯周疾患健診などに要する経費です。また、引き続き龍ヶ崎市歯科医師会等と連携して、歯科口腔保健に関する啓発イベントを、令和8年度においては成人を対象に実施いたします。

一つ飛んで、がん検診節目検診事業です。

特定の年齢の方に実施する大腸がん検診や胃がんリスク検査、子宮がん・乳がん検診に要する経費です。新たに乳がん検診におけるマンモグラフィー1方向検診の初年度対象となる50歳を無料対象としております。

89ページです。

2番目、生活習慣病健康診査等事業です。

39歳以下が対象となる生活習慣病健康診査や肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診に要する経費です。また、生活習慣病健康診査における自己負担金については、令和8年度よりこれまでの1,500円から1,000円とし、受診者の増を図っていきたいと考えております。

92ページです。

中ほど、成人定期予防接種事業です。

予防接種法に基づく成人定期予防接種に係る経費で、成人用肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザ、新型コロナ等の予防接種に要する費用です。令和8年度からは妊婦へのRSウイルスワクチンの定期予防接種も追加となります。

一番下、HPVワクチン任意接種助成事業です。

小学6年生から高校1年生までの接種を希望する男性を対象としたHPVワクチン接種の助成に要する費用です。ワクチンはこれまでの4価に加え9価も接種可能になり、自己負担なしで接種が受けられるものです。

飛びまして、130ページです。

中ほど、スポーツクライミングのまち龍ヶ崎推進事業です。

スポーツクライミングのまち龍ヶ崎基本構想に位置づけた施策を推進するための経費です。事業を包括的にコーディネートし伴走支援する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集する予定です。事業者は、今年度と同様に、意見交換や各種調整の場とする官民連携調整会議を設置・運営するとともに、学校連携の実施や充実に向けた支援、プロモーションコンテンツの活用、事業者との連携による関連グッズの商品化等による魅力発信のほか、競技者に対する応援メニューを検討いたします。また、構想に示した事業を象徴する大会の開催、運営経費のほか、ニューライフアリーナのボルダーウォールの増設、八原保育所への簡易ボルダーウォールの設置をし、スポーツクライミングを身近に感じる環境づくりを進めます。そのほか、地域おこし協力隊を採用し、本事業の推進体制を構築してまいります。国庫補助金、地域未来交付金の対象事業となります。

その次、総合運動公園等管理運営費です。

たつのごアリーナ管理運営費の工事請負費は、給湯加圧ポンプ交換工事、プール・ジャグジーろ過装置更新工事、プール循環装置ろ材交換工事です。起債の充当事業です。

その下、たつのこフィールド管理費です。

131ページです。

委託料は、和式のトイレを洋式に改修するためのトイレ改修工事実施設計費です。工事請負費は、陸上競技場の第3種更新公認継続改修工事です。スポーツ振興くじ助成金の対象及び起債の充当事業です。備品購入費は、超音波風速計更新、棒高跳び用支柱更新のほか、陸上競技用備品の購入経費です。超音波風速計更新については、スポーツ振興くじ助成金の対象です。

その下、たつのこスタジアム管理費です。

委託料は、和式のトイレを洋式に改修するためのトイレ改修工事実施設計費です。使用料及び賃借料は、スコアボード賃貸借料です。

その下、総合運動公園等運営費です。

総合体育館ほか16施設の指定管理料と、茨城県が中心となり運用する茨城公共施設予約システムに係る負担金です。なお、このスポーツ施設予約システムについては、茨城県において令和8年8月から新規システムに更新する予定です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○石嶋委員長

ご説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては一問一答で願います。また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされ、簡潔明瞭に願います。

それでは、質疑はありませんか。

大野みどり委員。

○大野みどり委員

すみません、何点かお聞きしたいと思います。

アクションプランの11ページに成年後見支援センター支援事業ということで新規でございいます。

今までもこの成年後見人に対するご相談があつてご案内をしていたと認識しておりますが、今までの状況、取組と今回専門的なご相談ができるように窓口を開設して支援センターとして設置されたということですので、この違いはあるのかということも含めて、支援センターの詳細をお聞かせください。

○石嶋委員長

山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

まず、成年後見人制度につきましては、ご存じのように法的に保護して認知症、知的障がい、それから精神障がいなどをお持ちの方のご本人の意思を尊重した意思決定支援、こういったものを行う制度でございいます。

具体的には、財産管理とかの法的な手続、こういうことになってきておりますが、これまで市の直営で窓口で相談等々受けておったわけですが、なかなか専門的な、例えば権利擁護とかそういった専門的な話も出てきますので、専門職というか専門にやっているとこにお願いしたほうがいいのではないかということで、社会福祉協議会、こちらのほうと協議をさせていただきまして社会福祉協議会が自主事業としてやっていただけるということで準備を整えてまいりました。このたび、令和8年4月から社会福祉協議会のほうに支援センターが設置されると、そういう運びになったわけでございます。

具体的に事業内容としましては、そういった成年後見が必要な方とかご家族からの利用の相談とかあるいは申立支援、そういったものを行うと、それから、成年後見制度の周知啓発ということで、出前講座とかそういったものもやっていくと。それからあと、日常生活自立支援事業ということで、こちら福祉サービスを利用するためのお手伝いというこ

とで、普段使うお金の出し入れ、支払いに関するお手伝いというものをやっていくことになります。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。

じゃあ、今までは職員が直営でやっていたところを、専門家が相談を受けてきめ細やかにご相談をお受けするというので、今までも通帳の管理とかそういうのをなさっていたのは直営でなさっていたと思うんですけども、専門的な方がそういう管理もなさる、後見人の方がなさるんですよね。また別なんですかね。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

すみません、ちょっと説明が不足しておりまして、成年後見制度の相談に関してはこれまで直営で実施しておったわけなんですけど、いわゆるご家族がいる場合にはその手続方法等々についてご説明をしていくという形になりますので、例えば身寄りのない方、こういった方につきましては市長申立てでやっていくという形になりますので、成年後見制度を必要とされる方の金銭管理とかというものは、市のほうでは一切やっていなかったということでございます。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。今までもやっていなかったということ。

後見人制度ということで、ご相談があって後見人を必要とされる、求めているという方に後見人の方をご紹介していくのかなとは思いますが、この後見人の方って市内また市外とか、ご紹介する方って何人ぐらい対象でいらっしゃるんですか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

後見人につきましては、基本的には申立を裁判所に行うわけなんですけど、決定するのは裁判所でございます。その申請するときに候補者ということで、後見人になってもらいたい方というんですかね、こういったものの氏名を書く欄があるんですけど、こちらについては登録制とかそういったことをとっていませんので、市のほうでお付き合いのある方のご紹介、ご案内というのはしていますけれども、最終決定するのは実際に申請をされる方が選んでという形になります。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。

後見人の方についての市民の方からのご相談も何件か今まであったので、ちょっとトラブル等が、行き違い等があって後見人を代えたいというところがあって、裁判所に行かないとそういうところの手続はできないということ、ちょっといろいろ悩みもお聞きしていたことがあったので、いろいろちょっと大変だなという思いがあるんですけども、じゃあ、ほとんど相談窓口で専門の方に託してついてくださるので、その後のことに関しては市は直接には関与しないというか、専門的なところをお願いしていくと考えていいんでしょうか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

具体的なセンターの運営ということは社協さんのほうがやっていくという形になりますが、一応、龍ヶ崎市としましては、成年後見制度の中の中核機関ということで福祉総務課のほうにそのまま設置をするという形になります。

この中核機関というのは何かといいますと、権利擁護、成年後見制度の利用が必要な方に支援が行き届くように地域連携の中心的な役割を担うということで、例えば社協さんと実際の利用者がトラブルになったときに仲介をしたりとか、あるいは制度を知っていただくように社協さんと連携して周知をしていく、そういったものは福祉総務課のほうに中核機関ということで残っていきます。

そのほか、中核機関ということで、今現在もございますけれども、成年後見制度の利用促進会議というものがございまして、弁護士とか専門家を集めた会議をやって、今後の成年後見制度の方向性というんですかね、そうしたものを決めてもらって、成年後見人の支援機能、実際裁判所から任命された成年後見をやる方が、例えば行政手続があまり分からないというときに我々がその後見人になった方に対して支援していくと、そういった機能は今後も市のほうに残っていくということでございます。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

すみません、分かりました。

ちょっと基本的なことなんですけれども、裁判所が認める後見人に対して、通常弁護士さんとか会計士さんとかそういう専門的な方かなと思うんですが、そうじゃなくて当事者がこの人に後見人になってもらいたいという、そういう人の枠って誰でもというわけじゃないと思うんですけれども、対象者というのはある程度何か、管理ができる方ですので資格を持っている方なんでしょうか。それとも結構幅が広いんでしょうか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

一般的には弁護士とか司法書士、行政書士というそういった肩書をお持ちの方が後見人になるパターンがございますけれども、例えばご家族でお父さんが認知症になってしまったということで、息子さんとかが後見人の欄に書いたりする場合もございます。

ただ、行政書士、司法書士といっても行政手続、役所の全ての手続を知っているということでもない、例えばごみ関係とか、あるいは生活保護関係とかそういったもろもろ全ての行政手続を分かっている方、なかなかいらっしゃらないので、そういうきめ細かいところの支援というのは中核機関がになっていくという形になると思っております。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。ありがとうございます。

これからどんどん成年後見人を頼って必要になる方が増えていくのかなと思いますので、大事な支援センターになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。

予算書77ページ、アクションプランがそのまま11ページです。

移動スーパー等買い物支援充実事業です。

昨年9月からスタートいたしております。私も地域を回って見て、本当に喜んでお買

物している方を確認して歩いて見ているんですけれども、お声を聞いたりしているんですけれども、利用者人数を地域別、スポットは全部聞いてしまうと大変なので、大体の地域別で利用者人数が分かりましたら教えてください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

移動販売車でございますけれども、おかげさまで去年の9月1日から運行を開始しているところでございます。

一応、データ的には去年の9月1日運行開始から1月31日までのデータとなりますけれども、販売拠点が40か所程度ございますのでまたちょっと区域分けをするのが難しいんですが、一応七つの区域に分けてあります。

9月から1月末までの数については、総計でお答えしますけれども、旧市内で9月から1月末までで利用者数が445、馴染・川原代が437、それから北文間地区が570、大宮地区が185、長戸地区が157、北竜台地区が147、最後に龍ヶ岡地区が36ということで合計で1,977人の利用でございます。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

ありがとうございます。

地域によって利用者数の違いがあるんだと思うんですけれども、スポットも40か所もあるということなんですけれども、1回このスポットが変更になったということも、今年の1月かな、あったというふうに認識しているんですけれども、今後利用者数が少なかったり、またほかの場所でここにも来てもらいたいというお声がどんどん聞こえてくると思うんですが、40か所というのは最大なんでしょうか、それともこれからちょっと増やしていける余裕があるんでしょうか。今後のことをお聞かせください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

現状40か所程度で動いて運行のほうしておりますけれども、大野委員おっしゃるとおり販売拠点それぞれに、例えばお客さんがゼロのところとか5人来ていたりとか、10人とか、ばらつきがございます。

ただ、設定している以上、お客さんがこないかもしれないという可能性があったとしても販売拠点として設けているところは巡回していくという形になりますので、ご存じのように軽トラックを改造して商品を詰め込んでいる車両になりますので、あまり多くのもも積んでいけない、そういった事情もございますので、売れてしまうと1回ウエルシアさんの店舗のほうに商品を補充しに行くと、こういったこともございますので、なかなか販売箇所を販売スポットを40か所から50か所にするとかそこまではちょっと現状難しいのかなど。

ただ、基本は買物難民の支援、そういったことで始めている事業でございますから、市民の方の要望を丁寧に聞きつつ、40か所から2、3か所増やすとか、そういった程度のことについては柔軟に考えていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。

始まってまだ間もない事業ですので、でもとても喜んでいる高齢者の皆様のお声を聞い

ていますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

次、予算書78ページ、高齢者補聴器購入支援事業、アクションプランも同じ11ページになります。以前もお聞きしております。認定補聴器技能者が、専門家がいるお店じゃないと購入できないということもありまして、ご案内しているお店、以前お聞きしたとき、つくば市、取手市、牛久市、その他ということで件数をお聞きしておりますので、またちょっとお聞きしたいんですけども、お願ひします。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

補聴器でございますけれども、認定補聴器技能者の資格を持っている方が在籍している店舗で購入ということで、補助のほうをしているところでございますけれども、残念ながらら龍ヶ崎市にはそういう店舗がないということで市外、県外という状況でございます。

今年度3月現在の状況で言いますと、つくば市で50、取手市が20、千葉県柏市が7、牛久市が10、土浦市が2、千葉県の印西市が1、神奈川県川崎市の川崎市が1、東京の港区が1、今現在、今年度の補聴器の補助が決定している者、支給した者については合計で92名ということでございます。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

ありがとうございます。

残念なことに、やっぱり課長の言うとおりの龍ヶ崎市に専門員がいるお店がないということで、港区とか川崎のほうまで購入に行かれていますね。

それだけ、高齢者の方って本当に耳に合ったもの、いいものを、毎日の生活ですので必要とされてお求めに行くんだというのが、ちょっと状況が分かりました。

92名の方が申請を受けているということで、また予算もついているということですので、増えていく状況もあるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

次です。

こちら、予算書が90ページでアクションプランが8ページ、5歳児健康診査支援事業についてです。

これは、就学する前に子どもの特性を発見して適切な対応につなげるための5歳児健診でございますけれども、この健診の具体的な内容、どのような内容で行っていくのか、教えてください。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭センター課長。

○蔭山こども家庭センター課長

5歳児健診の具体的な内容になります。

まず、時期につきましては、お子さんが年中児、小学校就学前の1年半から1年前の、令和8年度ですと8月から2月にかけて実施を予定しております。

実施の方式になりますけれども、先ほど福祉部長から説明があったとおり18園につきましては、各園を訪問する巡回方式、また市外の園、また欠席者につきましては、保健福祉棟で行う集団方式を3回、合計21回を予定しております。

続きまして、実施の内容なんですけれども、こちらにつきましては身体的な部分ももちろんそうなんですけれども、集団行動の観察、こちらを心理士や言語聴覚士、また保健師といった専門職が慣れた園で確認させていただくと併せて医師の診察、こちらを行いましてA B C Dの判定を行います。Aにつきましては全く問題がない、Bにつきましては経過の観察、こちら最終的にB判定になったお子さんにつきましてはこども家庭センターのほうで1年間経過を追いかけるような形になります。CとDにつきましては、何らかの集

団行動に関して特性があるお子さんという形になりますので、内容によっては療育につながるような支援を行っていく、そういった内容になります。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

細かく説明していただいて分かりました。ありがとうございます。

これが本当に国の補助が拡充されて、2028年、こども家庭庁も100%を目指していくという5歳児健診の中で、当市が早めに実施できたということは、すごいよかったなと思います。

このA B C Dの判定を行ってからの健診後のフォローアップ体制が大事ということでも言われております。なかなか専門医、専門医療機関への初診が遅れて、早期につなげていくということが大事になってくるんですけども、そのフォローアップ体制というか促し方、早期に診察していくというその部分はどのように考えているんでしょうか。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山こども家庭センター課長

特に、A B C DのD判定、完全に医療につながるというケースになりますと、やはりこれ全国的な課題なんですけれども、やはり小児医療、非常に予約をしてから数か月待つといった課題はございます。

ただし、今回、判定が出るBからCにかけてのお子さんに関しましては、市で言語の相談ですとか心身の発達に遅れがある方に対する、おひさまくらぶですとかタンポポですとか、そういったところで今後親御さんのほうにはそういった部分、市の支援のほう、ご相談させていただきながら支援につなげていく、そういった方法で今検討しております。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野みどり委員

分かりました。

即、支援につなげられるところはすごくいいと思うんですが、やっぱり小児科医が少なくなってきたのと、やっぱり予約して診察を受けるまで数か月かかってしまうという、D判定を受けた方が即初診を受けられないということがちょっと問題だと思います。

本当に就学前にこのようにしっかりと親御さんの不安を取り除き、またお子さんの対応を即できるということはすごく大事な5歳児健診になると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

久米原委員。

○久米原委員

何点か質問をいたします。

まずは、予算書の28ページの感染症予防事業費というのがあって、説明の中でマイナンバーカードと連携していくようなお話があったんですけども、どういった事業になって、私たち個々一人ひとり何かメリットがあるのか、その点について教えてください。

○石嶋委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

28ページの感染症予防事業費（感染症対策費分）ということよろしいですか。

こちらは、予防接種法に基づく定期接種に係るマイナンバーの情報連携ということで、マイナンバーを使って予防接種の情報を本人とかあるいは市町村が確認できるようなシス

テムなんです、そちらの改修に係る経費の3分の2が国庫負担で入ってくるということです。

メリットとしましては、ご本人様ですと予防接種の情報がスマートフォンとかを基に接種記録の確認とかができたり、あるいは先々は予診票なんかの入力なんかも簡単になるというようなことにはなると思うんですが、こちらは標準化より先の話なんです、あと、また自治体にとっては例えば転入転出をした場合に過去の履歴というのが追えますので、何回目まで済んでいるとかそういう確認がスムーズにできるということになります。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

すみません、まだこれから準備だとは思ったんですけども、何かいいメリットがあるのかなと思ってお聞きしたんですけども、予防接種って本当に種類があるのでついうっかりとかちゃっかりというところが出てきてしまうので、しっかり分かったら便利だなと、問診票もそれももしかしたら可能になるということで何かよかったなと思いました。ありがとうございます。

では次は、予算書の75ページ、下から5番目、障がい者見守りサポート事業なんですけれども、説明のときに重度の障がいのある方のおひとり暮らしの通報システムというお話だったんですが、ちょっとどういった内容になるのか、教えてください。

○石嶋委員長

鴻巣障がい福祉課長。

○鴻巣障がい福祉課長

それでは、お答えいたします。

こちらの障がい者見守りサポート事業ですが、以前ありました緊急通報システム、そちらに代わるものとなります。

対象でございますが、重度身体障がい者1級または2級の方、そしてひとり暮らしで外出及び緊急時に自力で通報が困難、そしてかつ携帯電話等による通報手段を適切に利用できない方という形になっております。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

何か今、きっとそうだよ、重度ってどうやって通報するのかなと思ったんですけども、どうやってこの新しいシステムは感知できるんでしょうか。

高齢者のやつと同じだと思うんですけども、きっと重度の方だと通報ができないし、実際にどの程度の方が対象になるかなというところもあるんですけども、どのように通報というか感知するのか、きっと今までできなかったと思うんです。この通報システムが利用できなかったのかなと思うんですけども、どのように変わっていくのか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

すみません、福祉総務課のほうで高齢者等を対象にした見守り、具体的にどういうふうに応報するかといいますと、これまでの緊急通報システムについては、機器がございましてボタンを押すという形になりますけれども、今度入るものにつきましては、固定電話を利用されている方はこれまでと同じように機器を設置してボタンという形になりますけれども、電話機等を持っていない方については、小さいキッズ携帯みたいな端末をお貸しするというので、それでボタンを押すという形になるというふう聞いております。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

高齢者の方ではできるのかなと思ったんですけども、ちょっとこの項目だと重度で、先ほど課長のほうからも動きができないというときにどうやって通報するのかなと思ってしまったので、ちょっと難しいのかな、どうなんですかね。

何か、例えば動きで反応するのかなと思っちゃったりもしたんですけども、そういうことではないということですね。あくまでもボタンを押すという。

そうなってくると、やはり障がいのある、さっき課長がおっしゃった対象の方というのは、これはちょっと使うのは難しいのかなと思ってしまったんですけども、動けないわけですから。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

重度というのがどの程度かというのもあるんですが、これまでも例えば部屋を自由に歩いたりできない寝たきりの方につきましても、ベッドとかの脇にペンダント型のボタンを押すちっちゃい発報装置、そういったものをこれまでもやっておったので、全く指先一つ全く動かないという方々の想定はしていないのかなと思いますけれども、ベッドとか布団の上である程度ちょっと若干動けるぐらいであれば発報するボタンを押すということはすることができる、このように考えているところでございます。

以上です。

○石嶋委員長

鴻巣課長。

○鴻巣障がい福祉課長

そもそも何らかのサービスというのに恐らくつながっている方がほとんどなのかなというところで、現在のところもこのシステムを利用している方ってほぼいないというような状況なんですね。

一応、ちょっと補足としてお伝えしました。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

すみません、説明伺っていたときにちょっと気になってしまったものですから。分かりました。ありがとうございます。

では、次は、79ページの上から2番目、国民年金システム改修事業ということで、今度は育児中の方も免除になるというシステム、国のシステムだと思うんですけども、申請の方法というか周知とかは今後どのようにしていくのか、教えてください。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

国民年金業務は日本年金機構と連携して行っておりまして、まず、年金機構のほうでホームページ等もろもろで周知を図っております。

あと、市のほうのホームページや広報紙でも周知を行ってございます。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

丁寧にやっていただきたいなと思います。

どうしても、これ申請方式ですよ。よく学生さんも、二十歳過ぎると年金払う時期になるけれども学生さんも免除になる、でも申請をしないとできないというところで、つい
うっかり滞納していっちゃうというケースもあったりとかして、こちらの改修の場合は、
免除もされるけれども年金額に影響が出ないんですよ、確か。そうなってくると、絶対
これはやったほうがいいなというところで、申告漏れがないようにしていただきたいので、
もう本当にこれ丁寧にお伝えしていただきたいなど。本当に助かると思うんですよ。国民
年金高いので、子育て、1歳迎えるまで免除になるというのはすごくありがたいことだな
と思うので、よろしく願いいたします。

では、次、92ページの5番目の成人定期予防接種事業、先ほどRSウイルス、妊婦さん
の定期接種もいよいよ始まるという説明でした。

これ妊婦さんの28週から36週過ぎぐらいまでに接種をするということで、こちらもそう
なんですけれども、どんなふうな形でその当事者の方にお知らせをしていくのか、接種券
を届けるとか、ちゃんと漏れがないようにできるのか、教えてください。

○石嶋委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

お答えします。

妊娠された場合、妊娠の届出のほうを市役所にされるかと思うんですが、それで母子手
帳とかを交付されるかと思いますが、その際の説明の中で併せて予診票もお渡しする形を
考えております。

以上でございます。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

最初は大丈夫なんですけれども、始まる途中のときには、もう届出も出していて、その
対象になる方でもう28週とかになっているケースになるので、妊娠しましたよという届
出をもう前に出していた人も対象になってきてしまうケースもあるのかなと思ったので、
そういう方には例えばちゃんと接種券が送られるのか、そういったところを教えてください。

○石嶋委員長

飯倉課長。

○飯倉医療対策課長

少し説明が足りなくてすみません。

開始時点、4月から開始なんです、それまでにもう既に届出されている方に関しまし
ては、こちらのほうから個別に通知をする予定でございます。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

丁寧ありがとうございます。

こちら、最近RSウイルスも結構CMとかでやっていて、ワクチンやはり妊婦さんに
打たないと生まれてきた赤ちゃんが最初の頃の状態で悪化しちゃうということもあるので、
丁寧にしていただきたいなと思います。

では、最後の項目、130ページ、上から4番目、スポーツライミングのまち龍ヶ崎推
進事業、この事業はいろんなご意見もあるかと思うんですけれども、今年度もいろい
ろな取組をしていただくということで、先ほど説明、動画でもしっかり説明伺ったん
ですけども、それぞれの事業の予算の細かい金額、これはこのくらいかかるというの
が分かったら教えてください。

○石嶋委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

スポーツクライミング龍ヶ崎推進事業で、報償費とか旅費とか需用費とかいろいろあるんですけども、そちらについてですか。事業全体について。分かりました。

それでは、説明させていただきます。

まず、報償費のほうなんですけど、地域おこし協力隊費ということで、地域おこし協力隊を採用させていただきまして、この事業の推進を図ろうというふうに考えております。令和8年7月からの採用を目指しまして、任期が特別交付税の制度がおおむね1年から3年とされておりますので、最長3年採用していきたいと考えております。報償費は、月額約29万1,000円でアパートの借上げなどの移住費も含まれるという形です。350万円が年間の上限となっておりますので、その9か月分という形で278万5,000円となっております。

旅費につきましては、普通旅費ということでジャパンカップ招致のための日本山岳・クライミング協会との打合せの交通費という形で予算を1万8,000円計上させていただいております。

続きまして、需用費のほうですが、大会の関連イベント、大規模イベントというのを考えておりますので、その中の大会イベントの関連商品の購入ということで5万円を計上させていただいております。

続きまして、役務費になります。役務費につきましては、今年度も実施したんですが、大会前に市内の小学生が合同練習ということで参加が決まっている子どもたちに、野口さんを講師として合同練習というのをやらせていただきましたので、そういった形で次年度も計画しておりまして、手数料として11万円。

委託料になりますが、内容が大きく二つに分かれていまして、龍ヶ崎ならではの取組とすべく基本構想に位置づける政策・施策を着実に前進させ軌道に乗せていくことを目指しまして、事業全体を包括的に総括するとともに取組推進に向けた伴奏支援の業務委託という形で2,943万円を業務委託と考えております。具体的には、今年度調整を進めます小・中学校の連携の具体化や、スポーツクライミングの事業者と関連しました商品開発や競技者支援といったことを検討していくような形になります。

続きまして、委託料の中でスポーツ大会及びイベント開催運営費ということで、こちらについては、令和7年度につきましては2月7日、8日でAKIYO's DREAM with RYUGASAKIを開催いたしましたけど、ボルダージャパンカップもしくはそれに次ぐ大規模大会、こういったものを開催といったことで委託金として1,000万円を計上しております。

委託費でもう一つ、クライミングルートの設定ということで、先ほど説明した野口さんとの大会前の合同練習のルートを、課題を設定するというような形で6万6,000円の委託費を計上しております。

続きまして、使用料及び賃借料で、こちらは民間ジムの借上料ということで30万円を計上しておりまして、1回当たり5万円の計6回分ということで、子どもたち、本市については、今現在サブアリーナの初級ウォールしかないため、中級程度のウォールを体験したいというニーズがございまして、新年度についてそちらのサブアリーナの増設というのも考えているんですけど、そういったものと併せて民間ジムと連携しまして、市のほうではないんですけども、牛久とかつくば市とかそういったところに民間ジムございまして、こういったジムと連携しましてクライミングを体験する機会をつくりたいというふうに考えております。

続きまして、工事費になります。サブアリーナの拡充工事ということで748万円を計上しております。ニューライフアリーナのサブアリーナにあるボルダリングウォールと同規模の施設を増設するものです。見込まれる規模は、横7.3メートル、高さ4.1メートルで既存のウォールとほぼ同じ大きさです。これによりボルダリングスクールの開催回数の拡大が見込まれて、スポーツクライミングの普及を図るものでございます。

あと備品購入費になります。252万円を計上しております。こちらについては、サブア

リーナに増設するウォール用のクライミングマットが95万8,000円の予算計上と、あと八原保育所に設置を考えていまして、そちらに簡易ボルダリングウォール、壁、ホールドマット一式となっていますが156万2,000円を計上させていただきます。

最後に、負担金、補助及び交付金ですが、補助金としまして、一番はじめに説明させていただきました地域おこし協力隊、こちらの企画立案した、例えばボルダリング大会とかコンペに対する助成やスポーツクライミングの資格取得とかに使う経費、あとは協力隊員が手がける活動その他経費について150万円を計上させていただきます。

説明については以上となります。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

細かくありがとうございました。

このクライミングのまち龍ヶ崎は、本当に今まで紆余曲折いろいろありましたけれども、今年もいろいろと事業が始まるんだなというところで、伴奏型の業務委託というのは、確か今やっていませんでしたっけ。それを継続ということですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

事業が始まった令和6年度から一応伴奏型支援ということで業務委託をしているんですけども、単年度、単年度の公募によって契約をしまして、令和8年度までそういった形で業務委託により伴奏型支援を入れたいというふうに考えております。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

分かりました。

きっとちゃんと計画でやっていただけると一番いいのかなと思うんですけども、トータル4,400万、2,000万は大体地域未来交付金で賄えるということで、あと保育園にもちょっとつけますというお話があったんですけども、学校も今つけていただいていますよね。

その状況というか、みんな楽しくやっているよという感じなのか、状況と違って分かりますか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

学校で例えば授業のサーキットトレーニングに組み込んでいただいたりしておりますし、来年度については学校に一応意向調査をして、クライミングについて年1回、2回かはちょっとあれなんですけれども、体験会みたいなことを実施したいかどうかというアンケート、10校は実施したいというふうな話がありますので、今年購入している移動式の体験壁を学校に持っていく方式と、あと、サブアリーナに移動してやる方式と、その辺はちょっと新年度になって協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

いろいろとまち全体で本当にまさにスポーツクライミングのまち龍ヶ崎という感じを感じたんですけども、最後に、地域おこし協力隊もお願いすると、先ほど、1年から3年なので様子を見ながら3年延長ということを計画しているというところだったんですけども、以前、龍ヶ崎地域おこし協力隊3人ぐらい、5年ぐらい前だったかな、来ていただいていたことがあったんですけども、そもそも地域おこし協力隊についての意義という

か、そういうものを市としてどのように把握していて、今回のスポーツクライミングのまちに対する協力隊に対してはどんな人が来てほしいとか、そういう思いとか、どのような感じであるのかを教えてください。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

地域おこし協力隊制度につきましては、首都圏近郊から地方のほうに若者を呼び寄せて、そこで事業等を行っていただいて、将来的にはそこに住みついでいただくというのが主の目的でございます。過去3人いたことがあったんですが、定住に結びついているのがお二人です。

こちらは財源措置として、先ほど総事業費4,419万3,000円のうち4,000万、そのうち2,000万が国からの助成があるということなんですが、地域おこし協力隊についても地方交付税の特別交付税の算入分ということで約7割、この経費が報奨金と報償費の412万5,000円のうち7割が地方交付税の財政措置がございますので、国からかなり有利な支援制度というふうになっております。

当市としては、クライミングのほうを推進するに当たり、やっぱりクライミングの経験者とかあとはそういった企画運営をできる人材、そういった人材を確保して事業を推進していければというふうに考えております。

すみません、訂正させていただきます。

7割と言いましたが、全額が対象となってそのうちということです。すみません。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

ありがとうございます。

地域おこし協力隊に参加した方が、データで見るとやっぱり7割ぐらいは定住しているということで、龍ヶ崎はどこ行っちゃったのかなと思っていたんですけども、お二人龍ヶ崎にいていただいているということなのでパーセンテージ的にはすごくいいのかなと思いました。

また明日、ちょっと農政のほうでも地域おこし協力隊あるのでまた続きで質問をするんですけども、選び方もしっかり、今課長のほうからそういうボルタリングに精通しているような方を選んでいきたいというお言葉があったので安心いたしました。また丁寧をお願いしたいと思います。

以上で終わりにします。

○石嶋委員長

ほかございますか。

岡部委員。

○岡部委員

すみません、何点か質問させていただきます。

まず、予算書77ページ、アクションプランですと11ページ、移動スーパーの買物支援について、先ほど大野委員からもありましたが、本当にヨーカドーの閉店に伴って移動スーパーがなくなってしまうということで、速やかにこういった支援事業やっていただいて大変評価している事業ではありますが、ちょっとお伺いしたいところで、ルートの変更であったり曜日が変わったり場所が変わったりというのが何かあったみたいなんですけれども、その辺のルート変更に関しましてはウエルシアさんと市の担当の中で何か協議されたりとか情報共有的なものはやっているのか、お聞かせください。

○石嶋委員長

山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長

そうですね、岡部委員おっしゃるように販売拠点の変更が若干ございました。その都度、市のLINE等々使いまして周知をしていっているところがございますけれども、市としては買物難民に対する支援ということでやっておりますけれども、一方、ウエルシアさんは事業者ということで営業利益を確保しなければならないということで相反するところの話でございます。

ですから、当然、例えば販売拠点、回っているにもかかわらずお客さんがずっとゼロが続いているとか、そういったところについてはやはりウエルシアさんのほうからちょっと販売拠点を変更したいという旨の話がございますので、そこは事業者と市のほうで協議をいたします。

あわせて、私どものほうには市民の要望、こっちに来てほしいなとかそういった要望がございますので、そういったものを事業者と共有しながら場所のほうを変更設定していると、そういう対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

完全にもうお任せではなく、やっぱり市のほうのそういう市民の要望も協議しているということで理解しました。

ちょっと私のところで相談受けた具体的な事例なんですけれども、もともと火曜日の11時半に設定されていたところの方が、たまたまそこはヨーカドーの移動スーパーがなくなってしまったということでかなりこの事業には期待していた地区なんですけれども、たまたま今回のこのウエルシアさんの事業のほかに民間でカスミさんのスーパーも来てくれるようになったということで、それは月曜日だったので月曜日と火曜日と、今回この両方に来てもらっていたものが、突然今年の1月からカスミさんが来たのとちょうど時間が重なって直後ぐらいにこっちのウエルシアさんのほうが来るように変更されてしまったということで、そうなる何かもうカスミさんが先に来ているのをウエルシアさんが離れて待っているような状況みたいでして、やっぱり後から来るほうはどうしても先に買われてしまうので、ただかわいそうだから買わないとあれかなと、その地区の方はやっぱり、たまたまこの時間帯が重なってしまっただけなのかもしれないんですけれども、その辺が市のほうに情報として行っているのか分からないんですが、せっかく来ていただいてありがたい事業だということで喜ばれていたのが、急にそういう地区の相談とかなく、多分どこかの場所が変更したいということでそれに合わせて変えられてしまったんだと思うんですけれども、ちょうどたまたまもう一か所のところが同じような時間に重なってしまったというような相談もありましたので、その辺につきまして、事業者さんもやっぱり重なっちゃうと利益もなかなか上げづらくなるということもあると思いますし、そもそものやっぱり買物支援という目的にもどうなのかなというのもあるので、40か所ぐらい場所があるので、なかなか全部が全部うまく回らせるのは難しいところも分かるんですが、ちょっと事例としてはそういうところもあったということで、その辺はぜひ市のほうからもウエルシアさんのほうに、多分事業者にとってもあまり時間が重なっちゃっているというのは利益の点でもよくないのかなというのがありますので、ちょっとその辺に関しては情報共有のほうしていただいて、できればルート変更改編、ほかの場所にもいろいろ影響しちゃうのでなかなかルートを変えるというのは難しいことだとは思いますが、今回何かそういう一方的に変わってしまったというふうには私は聞いていましたので、その地区方からは、

なので、ちょっとその辺市のほうもぜひウエルシアさんと協議しながら、ちょっと改善できる方向で進めていただけるとありがたいということで、基本的にこの支援事業、ス

スタート時点の支援ということで基本的には事業者さんがやっていくことだとは思いますが、今回、ウエルシアさんのこれに関してはそういう市も関わっているところですので、ぜひちょっとこれは要望としてよろしくをお願いします。

続いて、次の質問に移ります。

予算書の93ページ、アクションプランですと12ページなのですが、带状疱疹ワクチンの任意接種助成事業ということで、個人的にちょっと私も昨年12月議会終わった後、带状疱疹にかかりまして1か月ぐらいちょっと痛い思いをしていたのがありまして、これ50歳以上を対象に接種費用を助成していくということで最近始められた事業で、こちらを評価したい事業だとは思っているんですが、こちらについて、今年度、令和8年度で効果検証していきますよということで、そういうふうに書かれてはいるんですが、実際接種の状況ですとか助成金の利用の状況にもし年代別で分かれば、そういったデータがあれば教えてください。

○石嶋委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

お答えいたします。

带状疱疹のほうの接種状況なんですけど、定期と任意とあるわけですが、任意のほうでよろしいですか。

任意のほうですと、今年度ですと述べ回数ですと1,144回で、実件数で741人の方が受けられている形です。

ただ、パーセントでいいますと全体の2.1%になるような形で、年代別の資料はちょっと手持ちにないです。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

それなりに接種されている状況ということで、今回、もともと50歳以上対象ということなんですけど、私は46で実際なっちゃったわけなんですけれども、この辺何かそういう、結局50歳以上の方がリスクが大きいとか何かそういう50歳以上という設定した理由とか、その辺についてももしお聞かせいただければ。

○石嶋委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

国のほうの全体のデータでやはり50歳以上でかかる方が多いということで任意のほうは50歳以上ということで開始をした形です。また、さらに言えばもっと高齢者の方のほうがかかる可能性があったり重くなったりするということで、定期接種のほうは65歳が基準となっている形です。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

そういう多分高齢者ほどリスクが高い病気ということになるんだとは思いますが、結構多分带状疱疹にかかる人は、特にコロナ以降増えているなというのはすごく実感しているところで、人によっては結構後遺症が残ったり、ワクチン打っておけばよかったなど、私もちょっと実感しているところもありまして、できればこの50歳以上という年齢制限に関してもうちょっと緩めたりできないのかなということですか、周知啓発も含めて事業拡大、拡充はちょっと要望したいということで、こちら意見としてよろしくお願

ます。

続きまして、予算書130ページ、131ページにかかるところで総合運動公園等管理運営費の中の、まずたつのごフィールド管理費事業ということで、こちらアクションプランの14ページに第3種公認の更新についてということで、そういった陸上競技連盟のそういう公認の更新をするために改修しますというような説明ですが、そういった更新、事前指導の指摘を踏まえた改修というふうになっているんですが、そういった事前指導の内容と、あと今回の工事の内容について、内訳をお聞かせください。

○石嶋委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

第3種公認継続改修工事につきましては、1億2,958万円の予算を計上させていただいています。

指導内容に基づいて工事内容のほうを抜粋で説明させていただきますと、切削オーバーレイという形でタータンの部分、荒れている部分を削ってそこに新たなタータンを改修するというような形で1,238平米です。金額につきましては、1,796万2,000円の見積りとなっております。これは主に古くなって傷がついたタータンという形で2レーン全体と、あとは主に100メートルスタートとか200メートルスタートとかスタート箇所が指摘を受けまして、こちらの改修というふうになります。あと、洗浄工ということでタータン全体の汚れ等を洗浄等するように指摘を受けまして、こちらが5,031平米で金額で1,489万円、そのほか円盤投げのサークルのほうはどうしても天然芝のほうをあげたりして上がってってしまうんですけれども、そちらのほうで円盤サークルのほうと差があって到達距離で記録が正確に出ないというような形がありますので、円盤サークルのかき上げ工事、あとは競技場の内側はサッカーコートになっているんですけれども、コースの半円部分が一部芝生になっております。そこでやり投げの部分が舗装をするようにというような指摘がありまして、その舗装工事、そちらのほうで129平米で490万5,306円、あとラインマーキング、マーキングが落ちてきてますので、そちらを再度マーキングするようにという指示で、こちらが一式で380万円、あとは表示タイル、例えばハードルの設置場所とかそういったもののタイル設置の表示等、そういったものとか、あとは今説明したのは直接工事費なんですけれども、そこにいろいろ経費がかかってきて合計で1億2,958万円というような形になります。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

そうしますと、今回公認の有効期間5年間ということで、5年ごとにそういう調査が入って審査が通らないと公認もらえないということだと思えるんですけれども、今聞いた感じの内容だと5年ごとに大体こういった1億円を超えるような更新のための改修工事がかかってくるようなものなのか、たまたま今回の更新がこういう金額になっているのか、今後の5年後、10年後の見込みとしてはどういう状況なんでしょうか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

過去に5年ごとにやっぱり指摘を受けて更新を行ってきておりますが、平成23年にやったときは約300万円程度の改修工事、平成28年は約4,300万、令和3年は6,700万、今回が工事としては1億2,000万円程度の計上ということで、施設が大分古くなってきておりますので、今後も更新に関しては上昇傾向が見込まれるのかと考えております。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

だんだん上昇傾向ということですね。

今、そうしますと、こういうのに認定されると記録が公認記録として扱われるんでいろいろ大会だ何だとか人が来てもらえるということだと思んですが、こういう公認記録を使うような大会ですとかそういったもの利用者というのはどのくらい年間であるものなんでしょうか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

流通経済大学の記録会というのが大体月1回ぐらいあって年間12回、市の陸上協会、こういったものが年間5回の記録会、あとは県南高校体育連盟、高体連の県南大会ということで年間2回、日数にすると6日間ぐらいなんですけれども、あとは県南中体連の大会、そういったものを全て足すと大体年間36日間の記録会を行っております。

流通経済大学の記録会が300名程度、龍ヶ崎市陸上協会の記録会が200名程度、県南高体連とか阿見アスリートクラブの大会は700名程度という形で、フィールドのほうの利用状況が年間5万8,000人なので、約半分くらい、大会は3万人ぐらいが利用されているのかなというふうに考えております。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

年間36日間で、ただ実際には流通経済大学さんも市内にあるわけですし、せっかく公認受けているものをやめるという考えはなかなか考えづらいとは思ってはいるんですが、ただこれ5年おきに1億円を超えるようなものが今後も何か上昇傾向だというような話ですと、この公認の必要性についてもいずれはやっぱりもうちょっと議論が必要になってくる時期も来るのかなというのにはちょっと今感じているところで、やはり今スポーツで盛り上げていこうという市の方針の中では、今のタイミングで更新どうこうという話ではないと思いますが、ちょっとその金額もかなりだんだん大きくなってきているというところのようなので、その辺の第3種公認に関しては今後の検討事項かなというふうには感じました。

その第3種公認に関しては大体内容が分かりましたので、次の質問に移ります。

同じフィールド管理費と、あとスタジアムの管理費の委託料でトイレ洋式化の実施設計というようなことでありましたが、トイレ洋式化だけでこんなに160万ってかかってくるものなのか、ちょっとこの内容についてお聞かせください。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

フィールドのトイレの改修工事の設計費ということで計上させていただいています。

フィールドのほうについては、既存の和便器が18、洋便器14という形で和便器が多い状況です。こちらを、和便器を6、洋便器を26に増やすというような更新工事の設計になります。

あわせて、スタジアムのほうも設計を予算計上しておりまして、こちらは今、和便器が13、洋便器9を、和便器を6、洋便器を16に洋便器を増やすというような形にして、この中には便器をもちろん交換するのはあるんですけれども、そちらの建具の更新とかそういった、あとは電気の配線工事とかこういったものも含んで設計を組むというような形になります。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

フィールドに関しては、12基で160万ということですね。トイレだけじゃなく、もちろんいろいろ室内の建具や何だということですが、結構いつもこの事業に限らず実施設計ってこんなにかかるものなのかなといつも思っていたところ、私自身の民間事業者としての感覚的には何かこんなにするものなのかなというのがあったもので、ちょっと確認させていただきます。

そうしましたら、続きまして、総合運動公園等運営費の委託料で、先ほど何か県のシステム更新というお話があった、この委託料について、ちょっともう少し詳細にご説明願えますか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

今現在、当市のスポーツ施設については、茨城県の公共施設予約システムを導入しております、そちらのほうは令和8年8月まで、9月から更新で、新しいシステムになるということで、そちらのほうの予算計上となっております。

委託料につきましては、公共施設予約システムの電子決済の設定費という形で27万円を計上しております。

こちらのほう、今、当方のシステムでは導入はしておりませんが、予約の際に電子決済できるようなシステムを初期設定するのに初期設定費用が15万円、1施設当たり2万円、6施設を設定したいと考えておりますので、合計で27万円の委託料という形になっていきます。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

分かりました。

システムに関してはそのぐらいの委託料というところですね。

そうしますと、この委託料のあと2億4,352万円の内訳についてお聞かせください。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

施設運営委託費2億4,325万円の委託料については、総合体育館ほか16施設の指定管理料になります。

ちょっと今資料探していますので、少々お待ちください。

○石嶋委員長

可能であれば次の質問をお願いします。

岡部委員。

○岡部委員

あわせてここに関連して、予算書ですと43ページなんですけど、たつこのフィールドネーミングライツ収入、たつこのスタジアムネーミングライツ収入というところで、5年契約で昨年更新されたところですが、こちらに関しましてはネーミングライツが始まってから、前にもちょっとこの委員会で言ったことがあるんですが、市民の方からは何か市の公共施設じゃなくなっちゃったんですかとか市のものじゃなくなっちゃったみたいでみたいな、そういうあまり肯定的に捉えていないような声も結構聞いてはいるということで、以前この特別委員会でも話したことがあるんですが、その辺、今回更新に当たって市民の方の理解とか、その辺については基本的には得られているという判断でこういう更新をしたと

ということなんでしょうか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

ネーミングライツにつきましては、市民の方から反対的な意見というのは私のほうには伝わってきてはおりません。

適正な施設運営をするために資金の確保ということを目的としてネーミングライツを導入しておりますので、適正に運用できているものと考えております。

あと、すみません、先ほどの指定管理料になりますが、16施設全ての運営経費という形になります。その中には、人件費とか、あとは光熱水費、あと施設の修繕費用とか、イベント費用、あとは幼児一時預かりサービスを導入したりとか、消耗品、備品、そういった全ての施設の運営費になっております。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

16施設あるので、かなりそういう高額にはなってくるところだと思いますが、そういうスポーツ関係施設でこれだけ予算を取っているというところで、かなりやっぱり市としてはスポーツに力を入れているということだとは思いますが、ぜひこういった施設の有効活用、できる限り活用していくような取組を引き続きお願いしたいというところで要望いたしまして、質問は以上といたします。

○石嶋委員長

ほかございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員

78ページ、高齢者福祉計画等策定費というのがあるんですけども、これの具体的な内容と、こういった福祉計画について市民からの要望などのそうした意見なんかはこういうところに入るのかどうかお聞きします。

○石嶋委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

お答えします。

高齢者福祉計画等策定費のうち、内容ですが、需要費につきましては、今回、アンケート調査を実施しまして、郵送の回収費等になります。

委託料につきましては、今回分析業務を委託しますので、8年度の計画の分析の委託料となっております。

市民の意見ということですが、計画は高齢者福祉・介護保険事業運営協議会のほうで審議されていくんですが、その計画につきましてはパブリックコメントのほうも実施いたしますので、そちらでも意見をお聞きする形になると思います。

以上です。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

分かりました。

ぜひ計画の中に市民のそういったような要望とかが入れば、計画もより内容が濃くなるという感じがしますので、ぜひよろしく願いをいたします。

79ページのこども計画策定費、それも同じ質問なんですけれども、よろしくお願いま

す。

○石嶋委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

こども計画なんですが、先ほど部長のほうからも説明させていただきましたが、こども基本法に基づきこども家庭庁が推奨する施策の具体的な計画、ライフステージに応じた取組を計画するものになっております。

ライフステージに応じた取組の具体例としまして、誕生前から青年期までのライフステージに応じた取組として、こども・若者の権利の尊重や権利の保障、多様な遊び方・体験、活躍できる機会づくりなどを計画していくようになります。

続きまして、誕生から幼児期、学童期から思春期、青年期などのライフステージ別の取組といたしまして、妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保、幼児期までの子どもの成長の保障、遊びの充実などを計画していくものになっております。

以上です。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

計画の中身はすばらしいものだと思うんですけども、そういう計画の中に市民の意見というのを具体的に入るようになるのかどうか、また、市民の皆さんの意見をどう集めて反映させるのかについて、もうちょっと具体的にお話してください。

○石嶋委員長

海老原課長。

○海老原こども家庭センター課長

このこども計画の策定に当たりましては、市民の意見、お子様の意見も含めましてこちらを聴取することが重要であるとされております。今のところ、予定で本市の計画なんですけれども、アンケート調査につきましては市民意向調査としまして、就学前の児童及び小学5年生、中学2年生の保護者に対して家庭での生活や子育てに対する実態、子育て施策に関するアンケート調査を行う予定になっております。

また、生活実態調査としまして、小学5年生、中学2年生、高校2年生、若者世代に対しまして学校生活や家庭での生活実態などに関するアンケート調査を実施する予定となっております。

このほか、意見聴取、実際面談で意見聴取するようなことも考えておりまして、まず一つ目としては子ども・若者の意見聴取としましてワークショップの開催などを考えております。

このほか、ウェブでのアンケート調査、また、先ほども申し上げましたとおりお子様の意見を聞くことが重要とされておりますので、未就学児、こちら未就学児だとなかなか意見の反映というのは難しいかと思うんですけども、未就学児に対しましても3月28日の桜まつりにおいて簡単なシールアンケート、こちらのほうを行う予定になっております。

このような方法で市民の皆様、お子様の意見も含めまして細かく聴取をしてみたいと考えております。

○石嶋委員長

重田課長。

○重田介護保険課長

すみません、先ほどの伊藤委員のお答えの中で訂正がありますので、お答えします。

先ほど、需要費につきましては郵送料と申し上げましたが、今年度計画書を策定いたしますので、計画書の印刷製本費となります。

訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○石嶋委員長

休憩いたします。

午後1時15分再開予定であります。

〔休憩〕

○石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

伊藤委員。

○伊藤委員

続きまして、83ページの保育士等支援事業についてです。

この中身とその件数と、この事業をやることについて保育士の定着率がどうなのかを伺います。

○石嶋委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

保育士等支援事業についてです。

まず、補助金のほうですけれども、保育士等家賃補助事業ということで、市内に勤務をする保育士の方で契約されているアパート等の契約金の一部を補助するというものになっております。来年度予定しておりますのは、継続で13人の方を予定しております、新規で3人を見込んでいます。

続きまして、貸付金のほうは、就学資金の貸付金ということで、資格取得後、市内の施設で勤務を希望されている方に対して就学にかかる学費の一部を補助するものになっております。新規で3人を見込んでおります。

これまでの実績としまして、家賃補助につきましては、これまで32名の方、累計で活用いただいております。また、就学資金のほうにつきましては、これまで43名の方に活用いただいております。

なお、就学資金を活用された方で貸付け後、卒業されて今現在市内のほうに勤務されている方というのは13名の方、保育士として勤務をされていらっしゃいます。

以前より保育士不足というのが全国的に言われている中で、こういった家賃補助であったり就学資金の貸付けというものが一定程度、市のほうで新たな若い人材の保育士を確保するということでは効果があったのかなというふうに認識しております。

以上です。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

分かりました。

よかったですね。そんなふうに思います。

やはり、市内で働けるということも大事なかなというふうに思いますので、引き続きやっていただきたいなというふうに思います。

次にいきます。

84ページの八原保育所の運営についてなんですけれども、この保育士さんの数をお伺いします。

○石嶋委員長

篠塚次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

すみません、保育士の具体的な人数ということでよろしいですか。

ちょっと一旦数字を確認させていただきたいと思いますので、後ほどお答えさせていただきます。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

子ども・子育て支援の中で事業を八原保育所でやることになりましたよね。

その辺の保育士の数も含めてお願いします。

○石嶋委員長

篠塚次長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

すみません、保育士の数なんですけれども、正規の保育士が12名、そのほか会計年度任用職員が17名の体制で、今、保育所のほうは運営しております。

八原では先行的に実施をしております、4月から本格的に実施されますことも誰でも通園制度のほうなんですけれども、そちらを併せて実施するに当たってなんです、今現在、保育所のほうの利用定員の中で誰でも通園制度のほうは実施する予定としておりますので、保育士のほうは充足しているということになっております。

以上です。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

分かりました。

子ども・子育てのほうもなかなか突然に預かるということもあると思うので、その辺は注意して子どもたちが落ち着いてできるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

油原委員。

○油原委員

74ページ、総合福祉センターの管理運営費でありますけれども、令和6年度の決算状況を見ますとひまわり園、それからあざみ園と言うんでしょうか、この事業、いずれも黒字事業であります。

やっぱりこういう事業について、黒字で運営しているということであれば、当然民間のなりわいとして事業展開ができるんだらうと、これが採算ベースに合わないというようなことであれば、行政として、これは社会福祉協議会に指定管理をしているわけでありましてけれども、実質的には行政がそれなりに運営をしているということなんだらうというふうに思いますけれども、この辺についてより充実をさせていくというような観点から、民間事業者への移行について考えているのかどうかお伺いいたします。

○石嶋委員長

山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

総合福祉センターにつきましては、今現在、社会福祉協議会のほうで指定管理ということで運営のほうをしていただいておりますけれども、今後、あざみとかひまわり園も含めまして、民間事業所が今周辺にたくさんあるという状況の中で同じような業務を行政として担っていくかどうかというのは今後の検討課題ということは認識しております。

また、社会福祉協議会のほうの職員の人数というんですかね、これが今十分でない部分もありまして、その辺の職員の採用、再編計画、この辺と併せてその辺の外部委託なんかも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

例えば、ひまわり園、現実的に社協の職員が事業運営をしているという中で、現実的にはこういう預っている子どもたちの療育指導ができていいのかどうか、やっぱりいろんな意味での生涯学習なんかも含めてそういう指導ができていいのかというようなことになる、ちょっと疑問な部分が多いんだろうというふうに思います。

特に、これから親亡き後の施設として24時間体制での預かりということも出てくるんだろうということであれば、やはりよりそういうことを含めた民間事業者への移行というものも十分検討する必要があるであろうというふうに思います。

それから、併せて高齢者の居場所的なやつ、今の福祉センターの本館について、高齢者の事業というような観点から基本的には各地域のコミュニティセンターがやっぱりそういう場所であるんであろうというふうに思うんですけども、一時、あそこをなくすみたいな話もありましたけれども、今後この施設についての考え方があるのかどうか、教えてください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

施設につきましては、建物自体がもう既に老朽化しておりまして、新年度予算でもいろいろLED工事等々大きな金額がかかっているというような状況でございますけれども、現状では今後どうするかというのはまだ詳細は決まっておりませんが、その辺も含めまして、先ほど申し上げました福祉センターをどうしていくのか、そういったことを社協の職員採用計画とかそういったものと絡めて検討していきたい、このように思っております。

以上です。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

続いて、80ページ、さんさん館管理運営費でありますけれども、まずこの運営実態というのか、利用実態というのかについてお伺いをいたします。

○石嶋委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

さんさん館の利用実態についてお答えします。

さんさん館のほうは大きく分けると二つ機能がございまして、まず、市で直営でやっております子育て支援センター、こちらのほうとNPO法人に委託しておりますファミリーサポートセンター、あとリフレッシュ保育と、この三つの機能を持たせてあります。

それぞれの令和7年度の実績、途中経過なんですけど、こちらのほうで申し上げさせていただきます。

まず、さんさん館の子育て支援センターの実績から申し上げます。

まず、この子育て支援センター、今年度から土曜日の開庁、これまで月1回だったものを毎週土曜日開催をしております。2月までの開催日数が266日になっております。利用者の延べ人数、こちらのほうはゼロ歳から3歳までのお子様を基本としてご利用いただいているんですけど、中には4歳以上のお子様もいるような感じでございます。ゼロ歳から全てのお子様を足した延べ人数でございますが、4,859名にご利用いただいております。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

皆さんご存じのとおり非常に利用率の高い施設であるということでもありますけれども、いろんな話の中でやはりほかの地区というか、龍ヶ崎地区も含め北竜台も含め、やはり増設というのか、他地区についてもやはりこういうさんさん館的な施設について増設というのか、そういうことも考えているのかどうかをお伺いします。

○石嶋委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

お子様の居場所づくりとしまして、こども家庭センターのほうで小学生に対しては「ここくれば」を今年度から展開をし始めているんですが、そのほか小さなお子様、さんさん館に代わるものについても、今、東部にあるものですから、そのほかの地域については整備ができるのかどうか、その辺のところは検討しているような形になります。

第3期子ども・子育て支援計画においても、子どもの居場所づくりということで掲げておりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

やはりいろんなアンケートとか意見交換の場でも、小さいお子さんのさんさん館的な施設、またもう少し大きい子の居場所、小学生の「ここくれば」、そういうことも一生懸命やっただいていてということの評価するところでもありますけれども、やはりまちづくりという前提の中で、子どものいる場所、そういうものを拠点とした地域経済を活性化するためのそういう拠点施設を、どの地域でもやっぱり誘導して、まち全体の活性化を図るという一つの手段でも私はあるんだというふうに思いますので、そういうまちづくりを含めた中で子どもの居場所づくりというのを検討していただきたいというふうに思います。それから、90ページ、乳児家庭全戸訪問事業であります。

これについての事業内容というか、訪問回数について、事業内容と併せてお伺いをいたします。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭センター課長。

○蔭山こども家庭センター課長

乳児家庭全戸訪問事業になります。こちらは、子ども・子育て支援法に基づく訪問事業になりまして、生後4か月未満の乳児とその保護者を対象としまして、助産師や保健師がお宅を訪問して相談を行うものになります。

こちら、訪問自体は4か月未満ということで、こちら1回にはなるんですけれども、基本これは全戸訪問が前提になります。数的には、生まれた数のお子さん全員が対象となりますので、令和7年度中になりますと三百弱になりまして、訪問率としましては99%程度になります。1%訪問できない理由としましては、親御さんまたはお子さんの体調不良ですとか、そういったものになります。基本的には全戸訪問となる事業です。

以上です。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

4か月未満の生まれたばかりのお子さんについての訪問なんだろうと思いますけれども、逆に1世帯について月1回なのか、年間何回程度行っているのか、要するにお聞きしたいのは、核家族化になっておりますから、そういう意味ではご夫婦で悩んでいる部分とか、やっぱりそこをサポートしていくのが全戸訪問事業の一つなんだろうというふうに思いますけれども、その辺は、訪問回数にすると1世帯どの程度行っているんでしょうか。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山子ども家庭センター課長

回数の平均につきましては、特段算出のほうはしてはいないんですけれども、やはりそのご家庭の状況ですとかお子さんの状況によっては複数回訪問するケースはございますが、基本的には1回か2回、この事業では。

年間ですか。年間になりますと、各月1回ぐらいは多い方は行っているかと思います。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

先ほども言いましたけれども、やっぱり伴走型支援云々というような話の中で、特に核家族化になっている、なかなか相談相手もない、そういうところでなかなか若いお母さんもやっぱり子育てというのは非常に悩むところがあるんだろうと、そういう意味ではほかの自治体とかいろいろな視察に行くと、1週間に1回行ってるなんてところも、これは名古屋でしたかね、ありましたけれども、やっぱりできるだけ月に1度ぐらい、年間12回ぐらいは最低行って指導していくと、そういう体制も、本人が望まないというんであればあれですけれども、行っているいろいろな支援をして指導をしてやるということも非常に大切なんだろうというふうに思いますので、やっぱりこの訪問回数等を充実させるというふうなことをお願いしたいというふうに思います。

それから、最後、130ページ、スポーツによる自己実現支援事業であります。

これは、総務教育の中でも生涯学習のほうでも質問させていただきましたけれども、それは青少年次代育成推進事業で、要するにプレイキャンプの話で、6割以上はリピーターとか同じ人で実施をしているということで、事業事態を否定するという話ではありませんけれども、このスポーツによる自己実現支援事業、投げるスポーツとか云々とかいう話の中で、この事業内容はどういうことをやっているのか、また目的、自己実現というふうには書いてありますけれども、どういう目的でどういう内容で実施しているのか、お願いをいたします。

○石嶋委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

お答えします。

まず、こちら事業の目的としましては、スポーツ、遊びをプログラムとして子どもの健全育成の一環という形で小学生を対象に事業を行っております。

内容につきましては、10回の様々な運動のプログラムをやりながら子どもたちの目標設定とか、あとは毎回振り返りを通して子どもたちの考え方とかあとは行動変容、そういったものを見ていきます。プログラムのほかにも測定会とかあとは子育てのセミナー、あとは日本ハムファイターズのイースタンリーグの公式戦のほうで成果発表のような形の事業を行っております。

以上です。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

日本ハムのプラットフォームの事業の一環なんですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

産学官連携プラットフォームの派生事業という形で、プラットフォームでいろいろな様々な民間企業とか競技団体、こういったものが集まっていますので、その中から子ども向けの健全育成という形の観点から、この事業についてはお隣の牛久市さんと龍ヶ崎市で

共同という連携して事業を進めております。

○石嶋委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

この事業は3年目か4年目ぐらいになるんだらうというふうに思います。プレイキャンプもしかり、向こうは1年多いのかな、やっぱりその事業実施をして3年でやっぱりそこをきちんと評価をして、それで事業を継続するかどうかというようなこと。

内容的には、他のいろんな事業の中では展開できる内容なんだらうというふうに思いますが、そういう成果とか、聞くところによるとリピーター、5割は同じ人間が入っている、果たしてそれでいいのかどうか、いろんな事業手法があるんだらうというふうに思いますので、やっぱり3年経つということであれば、そこで結果を評価して、事業の継続をするのか新たな事業を展開していくのかというようなことをやっぱりきちんと評価をし分析をしていただきたい。むやみにずっと継続をしていくということはやっぱり好ましくありませんので、十分検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

10ページの債務負担行為、総合運動公園業務委託、これ長戸コミュニティセンターの体育館だけの話ですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

長戸コミュニティセンターということで、新しく令和8年4月からコミュニティセンターのほうで稼働すると思います。その1年間、8年4月から9年3月まではコミュニティセンターの施設の一つとして体育館のほうは運用する形になりますが、9年4月から体育館のほうだけスポーツ施設としてスポーツ推進課で管理することになります。

以上です。

○石嶋委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

これ、4年間で1,000万となっているが、実質3年間ということ、年間300万ぐらいで業務委託というふうに解釈できるんですけども、これどのような内容になっているんですか。仕様書というか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

仕様書については、今現在、16施設のたつのこまちづくりパートナーズのほうに委託をしているので、令和8年にかけてまた指定管理の手続をして指定管理のほうに入れ込むというような形になります。当然、光熱水費とかあとは施設の清掃、あとは施設の消防点検とかいろいろな点検とか、こういった費用が含まれるような形になります。

以上です。

○石嶋委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

大体内容は分かりましたけれども、それでも年間300万ぐらいってというのはどうかなと

思うので、もちろんこれから契約をやっていくんでしょけど、取りあえず指摘だけしておきます。

それともう一つ、午前中に岡部委員のほうからもあったと思うんですが、運動公園、たつこのフィールド第3種ということで、年間36日ぐらいしか使わないと、これ基本的なことを聞いて申し訳ないんだけど、3種とか2種とか1種とかあって、3種というのはこの辺でどこどこがあるんですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

県内の陸上競技場は当市を含めて8施設になります。そのうち笠松運動公園は1種と3種と両方持っているんですが、水戸のケーズデンキスタジアムが2種、あとは3種という形になりまして、県南地区では石岡市と龍ヶ崎市、あとは筑波大学の3か所があるということでございます。

以上です。

○石嶋委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

分かりました。

県の大会とか何かって、大概笠松運動公園に行っちゃいますよね。高校もそうだけれども中学も大体、だからもうちょっと使ってもらえるような方向に進めないと、こんな全体で1億2,000万円もかけて。

なぜこんなことを言うかという、あそこができたときにもう25～26年前かな、アンツーカーの部分がかったときに、当時で2億何千万とかかかって随分高いなとやった覚えがあるんで、あそこが削れたりめくれたりすると修理や何かも随分かかるし、だけどやっぱりそのとおり、最初の5年間は1,000万ぐらいで済んだけど、その次4,000万、6,000万、1億って、さっき岡部さんが言ったけど、これからもっとかかるようになるかもしれない、そういうことを考えて、あと使用頻度とか野球場もそうだけれども、なんで県の秋期大会をやるのに夏の大会をやってくれないんだとかいろいろ言われたりするからね、やっぱりそれを使う以上は1億2,000万もかけるんですから、もうちょっと県の大会とか県南の陸上の大会を取り込めるようにしてほしいと思う。これは要望だけで。

○石嶋委員長

ほかございますか。

加藤委員。

○加藤委員

予算書だと87ページの医療機関等物価高騰対策事業、これ以前も事業者支援で1月の補正で上げたものがほかにあって、そのときに質問させていただいたんですけども、医療機関、200床以上の病院が500万、200床未満が250万、通常の一般の病床のない診療所とか歯科医院、薬局とかそういうのはもう全部10万円ということで総額で3,040万なんですけれども、もらえないよりはもらったほうが得だとは思いますが、まとめて3,000万を超える事業で本当にこんなふうにお金を配って意味があるのかなとちょっと思うんですよね。

光熱水費の支援をしているところが主だという話なんですけれども、そこで質問したいのは、これどういった経緯でこの事業を計画されたのか、医療機関とかいろんな事業者から要請があってこの事業を位置付けしたのか、それともこちら側から何らかの考えでやったのか、その辺この事業を新年度予算で上程した経緯をちょっと教えてほしいんですけども。

○石嶋委員長

飯倉医療対策課長。

○飯倉医療対策課長

お答えします。

まず、そもそも医療機関の維持ということにつきまして、市民の生活の安心のために必要な基盤だと考えております。その上で、物価高騰の影響で光熱水費や医療材料の高等など経営が厳しいという声が、他市で補助とかをやっているのを聞いたとか、そんな声が数年前から聞いたりはしたところです。

そのため、今回、重点支援地方交付金があって対象になりそうだとということで、物価高騰に対応できる少しでもそこへの対応のためということで、この補助のほうを考えたところです。

以上です。

○石嶋委員長

飯田健康スポーツ部次長。

○飯田健康スポーツ部長

補足で説明させていただきたいと思います。

物価高騰に対する要望というのは、龍ヶ崎市医師会からも数年前から上がっていたところで、これまではこういった光熱水費に対する支援というのはしてこなかったという形です。

またさらに、茨城県の医師会からも県知事宛てに毎年重点支援地方交付金の活用をしてこういった光熱水費、物価高騰に支援をしてほしいという要望も上がっているところです。

以上でございます。

○石嶋委員長

加藤委員。

○加藤委員

要望があるのは分かりました。

ただ、思うんですけれども、歯科医とか診療所で10万円の補助をもらって本当に役に立つのかなって、正直申し訳ないんですけどもそういう感想を持つんですよ。何回も言うようだけれど、まとめると3,040万というお金だから、だったらこのお金を有効的にどこかに1か所に使う形のほうが私は良かったかなって個人的に思います。答弁は結構です。わかりました。

もう一つは、131ページの、先ほどもちょっと質問に出ていたんですけれども、スポーツライミングのまち龍ヶ崎推進事業の中で地域おこし協力隊のことなんですけれども、私、現職時代、ちょうどスポーツツーリズムとグリーンツーリズムをやって、2人採用したときの担当部長だったのでそのときの経緯をよく覚えているんですけれども、結局正直言って失敗だったんです。私、そのときに地域おこし協力隊の人からも何度も相談受けたんですけれども、正直、市のほうが管理し過ぎるんだと、何回も担当課と相談したんですけれども、地域おこし協力隊には、私、その当時担当にも話したんですけども、究極は人を紹介すればいいだけで後はフリーに動かさないと駄目なんですよ。

それで、何か役所の枠の中で管理しちゃったのでそういう不満があったのと、あとは定期的に、当時の担当もそれなりにやってくれたんですけれども、不満がたまるんですよ、役所に対する、物すごく。それで、やっぱりそれが爆発して、もういる間にも「もういられません」とかそういう話に結局なったので、人を上手にフォローするのと、あとは定期的にきちっと面談やって、今何をして、支援してほしいかをきちっとやっぱり、職員じゃないので、会計年度任用職員じゃないから、その辺をちゃんと分かってサポートしてあげないと孤立するなと思っていますよ。

結果的には、3人のうち2人は市内に残りましたけれども、当初地域おこし協力隊として応募したときの将来の自分のビジョンみたいな方向に進んだわけではないので。2人市内に住んでいらっしゃるから、そういった意味では、もちろん今も当時の担当、サポートしていた職員もいますので、その辺よく考えてサポートしてあげないとまた同じ失敗繰り返

返すかなと思うので、比較的茨城町とかお隣の稲敷市は上手に使っていらっしゃるの。

私もやっぱり反省しているんですけども、当時グリーンツーリズムの2人の方に具体的なミッションを指示してあげられなかったことを、その人が本当に龍ヶ崎で何をやりたいのかをきちっとつかんであげられなかったなというのがちょっとあって、制度上は3年のものが延長5年になるということですけども、最初、地域おこし協力隊って聞くと3年でその地域で自立って随分乱暴な制度だなと思っていて、やっぱりそういう課題があって、国も少しずつ変えてきてるんですけども、ぜひ今回また新たに、今日は所管じゃないですけど農政サイドとスポーツツーリズムのほうで地域おこし協力隊を採用するって予算化したのであれば、ぜひ、最後これでやめますけれども、管理し過ぎない、自由にやらせてほしい。その代わりいろんな不満が出るので、それを早めに察知するのにやっぱり定期的にきちっとヒアリングをしてサポートしてあげると、あとはその事業に関わる人を紹介することを中心に動いてあげてほしいなど。

せっかく龍ヶ崎に知らないところから来るので、そういう対応をしてあげてほしいなど、自分の反省を含めて思います。答弁は結構です。

○石嶋委員長

ほかにございますか。

山村委員。

○山村委員

何点か質問させていただきます。

予算書の78ページの福祉情報システム改修事業、こちらの事前説明を聞いたところ、地方単独の医療費制度を受給者証なしでマイナンバーで受け取ることができると、県外でも現物給付ということが述べられていました。

よく内容が分からないんですけども、これは何をしようとしたときに何がどのようにこれで変わるのか、ちょっとご説明いただけますか。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

これは、地方単独の医療費助成事業、これは茨城県マル福でありますけれども、今はマル福を医療機関で使う場合には紙の受給者証が保険証に加えて必要です。それをマイナンバーカードだけでマル福の受給資格と健康保険の確認をできるようにするためのものになります。受給者証が要らなくなるというものになります。

ただ、マイナンバーを持たない方もいらっしゃいますので受給者証は出し続けるんですけども、最終的にはマイナンバーカード1枚で全国どこでも、例えば茨城県の方が沖縄とか北海道とかで受診した場合でもマイナンバーカードだけで茨城県のマル福制度を現物給付で使えるようにすることが目標です。

ただし、まだ今回のシステム改修は第一歩目として、まずはマイナンバーカードだけでマル福資格を確認するようにする第一段階になります。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

分かりました。

その受給者証が何を指しているのかというのがちょっと分からなかったの。

これはいつから運用されるんですか。予定は。

○石嶋委員長

沼尻課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

令和7年度から始まっているところもあるんですが、龍ヶ崎市のほうは若干遅れて令和8年度中にシステム改修を行う予定です。

茨城県内幾つか始まっているところがありまして参考で申し上げますと、笠間市のほうが昨年の2月1日から、桜川市のほうが昨年の1月17日から、鹿嶋市のほうも今年の3月末を予定しております。茨城県のほうも、難病とか小児慢性特定疾病関係で昨年3月末から一部始まっております。

以上でございます。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございました。

種類が、今マル福だけだけれども、今後増えていくということもおっしゃっていましたね。

何を気にしているかということ、この受給者証というのはマル福以外にも県が出している受給者証とかいろんな種類の受給者証があるんですよね。例えば、私も経験しているんですけども、県外に行ったときにやっぱり受給者証というのとマル福というのは別な扱いであって、まさに今おっしゃっていたようにマイナンバーに登録されていけばそれだけで済むってすごくいいなと思ったんですよ。それでちょっと伺いたかったんですけども、今後増えていくということですよ。分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、ここの説明の中でパブリックメディカルハブというキーワードが出てきたんですけども、これは地域医療の司令塔の拠点を、ハブを集約化、連携させるということなんですけれども。

○石嶋委員長

沼尻課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

パブリックメディカルハブ、PMHと言いますけれども、デジタル庁が管理するシステムです。ここに各医療機関ですとか保険者のほうが接続をしまして、パブリックメディカルハブを通じてマル福とかの地域単独の医療費助成の資格の確認を行うという形になります。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。これからも楽しみです。

ちょっと続いての質問です。

予算書の81ページの支援対象児童等見守り強化事業、これは子ども食堂や無料塾のことを指しているはずなんですけれども、これ本市で対象となる事業者数はどのくらいですか。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭センター課長。

○蔭山こども家庭センター課長

こちらの事業につきましては、市の委託事業になります。事業者は1事業者になります。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

委託しているから市と関りがあるということだと思んですけども、今、全国の子ど

も食堂とか無料塾とかやられているのを、私もほかの自治体に行って見てきたりしているんですけども、本市では委託していないところでほかに2か所あって全部で3か所かなと思うんですけども、大体人口規模で1万人に1か所あるというのが通常、本市で言えば大体5か所から15か所ぐらいというのが実際のレンジみたいなんですよ。

子ども食堂、無料塾というのは、やっぱり今後増えていくべきもの、子どもの貧困とか生活困難の可視化というのとか地域のつながりの希薄化という問題がある中で増やしていくべきだと思うんですけども、行政から積極的に増やすという働きかけをしていくお考えはありますでしょうか。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山子ども家庭センター課長

積極的な働きかけをするかしないかというところになりますけれども、まず、こういったことを言うのはあれなんですけど、財源確保につきまして、やはり課題がございます。

今現状といたしましては、国や県の補助、助成、こういったものがあります。また、社協のほうでも情報提供しているんですけども、企業や民間企業の財団等を設立しているところから活動助成、こういったものがございます。こちらを紹介しながら、お問い合わせいただいた際にはご協力のほうをさせていただいているところです。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

財源の問題があるというところで、ほかの自治体でも数多くやっているところがあるんで、そのあたりからお話聞いていろいろまくやっていただきたいなと思います。

続いてなんですけれども、予算書127ページ、こどもの居場所・遊び場創出事業、こちらは繰り返しになりますけれども、「ここくれば」というのが長山、龍ヶ岡で行われていて、馴染のコミセンで今年度行われる予定ですよというお話でした。

これ、それぞれの委託先というのはどこになるのか、教えていただけますでしょうか。

○石嶋委員長

海老原子ども家庭センター課長。

○海老原子ども家庭センター課長

長山「ここくれば」及び龍ヶ岡公園で実施しております「ここくれば」、いずれも特定非営利法人のテディ・ベアのほうに一括で委託しております。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。

テディ・ベアさんというのは昔からやられている、委託しているところなので信頼があると思うんですけども、「ここくれば」では子どもに対してテディ・ベアの方たちというのはどのような関わり方、以前もどなたかが質問していたかもしれないんですけども、どのような関わり方をしているのか、あとは、そこでの見守り体制、活動内容についてお聞かせいただけますか。

○石嶋委員長

海老原課長。

○海老原子ども家庭センター課長

今実施しております長山の「ここくれば」、こちらについては見守り職員を1名配置しております。たつこ「ここくれば」につきましては面積が広いので、2人の見守り職員を配置しております。

まず、お子様の様子なんですけれども、たつこ「ここくれば」に来る児童につきまし

ては、遊びや待ち合わせなど目的を持って来るお子様もいらっしゃるれば、目的がなくふらっと立ち寄るお子様もいらっしゃいます。

室内での様子ですが、先日も一般質問の中でお答えしたんですけれども、ボードゲームやカードゲーム、また自宅のゲーム機を持ち寄ってオンラインゲームをしたり友達とシール交換したり、あとは宿題を持ち寄って教え合ったりするような場所としても活用されております。

ただし、お子様ですので遊びに夢中になるあまり、つい走り回ったり大きな声を出してしまったりすることもございます。そのようなときに見守り職員がその場で指導するような形になります。

あと、たまには遊び相手になったり、あと「ここくれば」で起きた内容、この状況報告書の作成なんかも見守り職員の仕事になっております。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。

見守りと状況報告というのが活動内容だとおっしゃってました。

全国の事例とか見てみると、やっぱりそこで相談できる大人が存在するというところもあるんですね。せっかくお子さん来ていて、今後の話になると思うんですけども、そういう相談できる大人という存在をもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかなど。

あともう一つ、先ほどの質問でしました学習支援、食事支援というのも、今後も含めて2か所のコミセンでやると思うんですけれども、食事支援なんかでもできるんじゃないかなどというのはちょっと考えたんです。可能であれば、そういうところに展開できればなど考えました。

それに関して。

○石嶋委員長

海老原課長。

○海老原こども家庭センター課長

まず、「ここくれば」の相談員、実際相談業務を表立ってやっているものはないんですけれども、やはりお子様がそこに来ていろいろ職員と話す中では相談に値するような事例も出てくるかと思えます。

あと、今後になるんですけれども、見守っていく中で生活環境等が気になるお子様がいらっしゃる場合には、市と連携を図りながら適切な支援もしていけるかなどというところも見守り職員と話をしているところでございます。

そのほか、食事の提供等につきましては、今のところ計画等はございませんので、今後そういったものが必要かどうか、その辺のところは考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。

まずは遊び、体験、自由の場というところから始まると思うんですけれども、その先のその場を活用していろんな課題があると思うので、うまく解決できる場所として利用してもらえればと思います。

続いての質問です。

予算書81ページ、母子生活支援施設措置費、こちらは家庭内DVなどによって母子生活支援施設へ避難する方への支援なんですけれども、こちらの施設の措置件数って、過去か

ら近年まで増減傾向ってどうなんでしょうか。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山こども家庭センター課長

直近5年になりますけれども、多い年度で2世帯、今現在は1世帯が施設のほうに入所しています。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

ありがとうございます。

これ、今、児童福祉法の下でやられていることなんですけれども、やはり来られている方というのは毎回同じ方が多いんですか。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山こども家庭センター課長

基本的にDVのご相談で来られた方、家庭にもう戻れない、そういったケースの方が大半になります。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

これは事前にもちょっと聞いていまして、同じ方たちだと聞いています。

要は、1回退所した後の支援というのもしっかり必要じゃないかなと思うんですよね。同じ方が毎回利用されているということは、根本的なところを何かしら支援してあげないといけないんじゃないかなと思っていまして、退所後のアフターケアが不足しているんじゃないかなと思うんですよね。

そのあたり、理由は生活困窮だったり孤立であったりDV再発だったりいろいろあると思うんですけれども、そのアフターケアをもうちょっと考えていただかないと、また同じ繰り返しになってしまうのかなというふうに思います。

あと、やっぱりそういう施設があるということを知らない方もたくさんいらっしゃると思うので、そういうのを多くの方に知っていただくというところと、もう一つは住宅政策と結びつけてもいいんじゃないかな、住むところというところもちょっと思うんですけれども、それに対して。

○石嶋委員長

蔭山課長。

○蔭山こども家庭センター課長

すみません、説明が不足で申し訳ありません。

こちらの相談される方なんですけど、全く同じ人物は一人も、繰り返しの方は一切お一人もおられません。

これ、実際施設に入られますと、お子さん、お母さんの保護と自立促進が目的の一つになりますので、こちらの施設の中である程度経済的な面、また、お子さんが小さければ保育、学校、またお母さんの就労、そういったものが分かりますと施設の中でそういった当該者を支援する相談員がおります。その相談員と市のほうで協議しながら、また別の居宅、賃貸なりまたは県外に出るとか、場所が特定されないようなところに、そういったところで生活を最終的に確認するまで、そちらのほうを市のほうで行っております。

ですので、同じ方がまた改めて市のほうにご相談ということはございません。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

失礼いたしました。しっかり機能しているということですね。

どのくらいの方が利用しているのかなということをまず確認したかったところです。

続いての質問なんですけれども、予算書81ページ、学童保育ルーム管理運営費です。

今、学童保育は福祉部門であり、学童保育をやっている施設があるのは学校で、学校は教育部門という所管の区分けが行われています。これ、前にもどこかでお話したのかもしれないですけれども、以前あるお母さんからお話を伺った件で、同じ学校敷地内に学童保育施設があるんですけれども、学童に入っている児童のお子さんが窓を開けて、帰宅途中の同級生に声をかけようとしたときに駄目だよという注意をされて声かけもできなかった、子ども同士のコミュニケーションができなかったということを伺っていて、こういうことがあって、教育部門と福祉部門と部門が違って、何かしら事故があったら問題が起きる可能性もあるからということであらう対応をされているのかなと思ったんですけれども、この辺の対応は一般的なものなのではないでしょうか。

○石嶋委員長

篠塚福祉部次長兼保育課長。

○篠塚福祉部次長兼保育課長

今お話をいただいた事案につきましては、実は保育課のほうでは事実確認はできてはおりません。

また、保育課のほうから委託事業者に対して、声かけを禁止するようというふうなお話はさせていただいたことはございません。

ただ、一部学校とルームとの間で、独自の取決めというのはやっている可能性はあるんですが、保育課のほうとしては特段そういった制限するようなことは発出しておりません。

○石嶋委員長

山村委員。

○山村委員

それでは、一般的な運用ではなくてそれを見ていた支援員さんの考えであったり注意された方の考えなのかなということが分かりました。

ちょっとやっぱり同じ子ども同士でコミュニケーションをつくる場で、横を通り過ぎて窓も開けちゃ駄目だよ、話しかけちゃいけないよというのは、どう考えても普通ではちょっとおかしいんじゃないかなというところで、そういう声が聞かれましたら委託されているところにそういうお話を持ちかけていただければと思います。

以上。

○石嶋委員長

ほかございますか。

大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員

130ページのスポーツクライミングのまち龍ヶ崎推進事業についてお尋ねいたします。

久米原委員がいろいろと詳細に説明を求めて、それを聞きまして大体分かりましたけれども、分からないところをちょっとお願いしたいと思います。

報償費の地域おこし協力隊についてでございますが、予算が上がっているものでその地域おこし協力隊の選定基準などありましたら、お尋ねしたいと思います。

○石嶋委員長

昇スポーツ推進課長。

○昇スポーツ推進課長

選定基準については、これから精査していきたいと考えておりますが、地域の要件とかそういったものは国のほうで決まっていますので、生活拠点、三大都市圏をはじめとする地域から地域に移住し住民票を異動させるというふうになっているので、そこはクリアさせつつ、スポーツクライミングに精通する方や、あとは資格を持っていれば資格を持っている方、あとは当然やる気があるというかそういった意識がある方、そういった方を選

定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

スポーツクライミングの精通した者ということでありますけれども、どのレベルの方を想定しているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

どの程度のレベルというのは、プロクライマーではちょっと21万8,000円プラスアパートの賃借料ではまず来ないでしょうし、全然いろんな方たちを教えるような形になるかと思えますから、どの程度のレベルというのは考えていないんですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

レベルもいろいろあると思うんですけれども、少なくとも競技を実施しているような、そういった方を採用できればなというふうに考えております。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

競技を実施している方のレベル、そういう形でよろしいですね。

○石嶋委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

資格とかそういうのは特に今のところ全く決まっておきませんので、競技の普及促進をしてくれる方、それを第一に考えたいというふうに思っています。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

分かりました。

というのは、これまでの龍ヶ崎の地域おこし協力隊、3年過ぎて、なかなか4年後、5年後は大変難しいことと思います。つまり、スポーツクライミングのまち龍ヶ崎という形で地域おこし協力隊というのをもちろん選定しなくちゃならないわけですがけれども、選定した場合にその後の3年後のことを考えるのはちょっと無理な話かもしれませんが、やはりそこまで考えないと定住人口、1人増えましたけれどもまた1人減ってしまうようなことにもなりかねないし、就職のことも考えないとううかなと思ってお尋ねいたしました。

それと、地域おこし協力隊の活動なんですけれども、一番下の負担金、補助及び交付金の150万の範囲内で活動するというような形で聞きましたけれども、それは間違いありませんよね。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

補助については150万円になっていますので、その中でその経費を使って活動していただくような形になります。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

それとですね、市内の合同練習とか民間ジムの使用料及び賃借料というものもあります

し、あるいは委託料2,943万のうちの中の体験会とかいろいろあるわけと思うんですが、それについてもその役割には入っておるわけですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

こういったものにも協力していただくような形で考えております。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

分かりました。

それと、役務費の11万円のことにつきましては、市内の合同練習をするということでしたが、この11万円の内訳をちょっとお願いしたいと思います。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

大会前の合同練習の講師仲介手数料ということで11万円を予算計上しております。

先ほども説明しておりますとおり市内の大会エントリー者を対象として、講師には野口氏を想定しております。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

いわゆる講師料が11万円ということで考えてよろしいでしょうか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

講師料と、あとは会場ですね、野口氏のプライベートウォールをお借りしているので、そちらも含めてです。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

分かりました。

それと、使用料及び賃借料ということで民間のジムを借りるということの内容でしたが、これについては使用料及び賃借料ですから講師というか、ついていく人はいないわけなんですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

そちらは、地域おこし協力隊等々に協力していただくような形で考えています。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

分かりました。

じゃあ、委託料の2,943万円なんですが、言うなれば大規模大会あるいはそれに同等の大会、代替の大会を開催するのに1,000万円というふうに聞きましたけれども、今年度、令和7年度についてはジャパンカップが開催できなくて昨年と同じようなユース大会が開かれました。

そして、今年度、令和8年度に関しては基本構想ではワールドカップということになっておりますけれども、少なくとも今年の7年度に関してはジャパンカップが開催できないからユース大会にして、そして令和8年度がジャパンカップの開催というような形で聞いて、そのように思っていたんですが、今回の令和8年度に関しては大規模大会はどういう形のもので開く予定なんですか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

令和7年度については、ボルダージャパンカップの招致に向けて動いてきましたが、残念ながらもなえることができませんでした。

令和8年度についても引き続きボルダージャパンカップを招致したいという形で動いてはいるんですが、日本山岳・スポーツクライミング協会のほうといろいろ交渉はしているんですが、東京オリンピックあとパリオリンピックと2大会連続でスポーツクライミングのほうで公式大会になってきて人気も出ているということで、ボルダージャパンカップの令和6年度の駒沢体育館でやった大会で、チケットが決勝については即ソールドアウトしたということで、クライミング協会自体がもっと大きなキャパシティでやりたいような意向があるみたいで、なかなか招致は難しいというのが現状でございます。

引き続き招致活動は行おうんですが、令和6、7年と小学生の大会ということでAKIYO's DREAMというような形でやってきていますので、令和8年度もAKIYO's DREAM with RYUGAS AKIを開催するような形が濃厚かなというふうに考えております。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

結果的には入場券が売れない、あるいはそういった設備を用意することが難しいというふうになったのかなというふうに思います。

何と言いましょか、基本構想そのものがキックオフイベントのユース大会、それからジャパンカップ、ワールドカップというのは、結果的には大風呂敷を掲げたという形にしか私は思えません。そして、結果的には、3か年ユース大会を開くと、そのように思います。

それと、工事請負費748万円なんですけれども、たつのこのサブアリーナに現在ウォールがありますけれども、それよりは難しいウォールを同じ程度の規模のものを造るというような内容でありましたけれども、ここ三、四年のサブアリーナのウォールの利用者数を見ますと伸びていない。令和6年度からかなり低下している、利用者数の人数が。それで、令和7年度に関しても1月頃までしか分かかっていませんけれども、この利用者数をちょっと見ますとやはり利用されていない。

その中で、この増設というものについてはどういう根拠があるんですか。あるいは、どういう効果を望んでいますか。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

こちらについては、ボルダリングスクール等のほうが開催回数の拡大、こちらのほう見込まれますので、そういった観点からも施設の増設というふうに考えています。また、増設することによって利用者数のほうも増えるのではないかと考えています。

クライミングに関しては、いろんなウォールが並んでいるんですが、結局、大体民間ジムでは3か月に1回しかウォールの交換というのはやらないんです。そうすると、いろんな課題は、1回登ると飽きてしまうということで、競技者については近くの民間というか近くの地域のボルダリングジムの回るというような傾向があるので、今現在、当市のサブ

アリーナは初心者用の壁しかないんですけれども、そういった回遊の一つの施設になればというふうに考えています。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

スクールの利用する回数が増えるということでしたけれども、言うなれば述べ回数が増えるということですよ。言うなれば、利用者ははっきり言ってあまり増えないけれども、そういったスクールで延べ回数、今でも多分そうだと思います。延べの数でやっていますから、それなりの人数が言うなれば一定の人数が確保されているということだろうと思います。まずは伸びてはいないですよ。

次に移りたいと思います。

2月7日、8日、ユース大会、それにその後にイベントがありまして、都合4日間やったわけなんですけれども、2月28日に行われましたリレーマラソン大会、そのことをちょっと比較したいと思うんですが、市長も親子マラソンでは頑張っておりましたけれども、あとまた福祉部の部長はじめ、福祉部でチームをつくったり、あるいは木村副市長はじめ部長、次長、そういったチームもつくりまして、未就学児のオープニングイベントの親子の30人、そしてまた親子マラソンは134人、件数で言えば市内が78件、市外が56名ということであるならば134なんです、親子だから268になるのか分かりませんが、134と考えても、それからジュニアマラソンに関しては市内・市外が128名、それからリレーマラソンに関しては100チーム募集をして99チームということになって700から1チーム除けば693かな、都合合わせまして1,000名ぐらい参加しております。そして、両親とかあるいはじいじ、ばあばを加えますと非常に数多くの参加者あるいは観客がいたわけですよ。見ているいろいろな大変ほほえましいというような内容だったろうと思います。また、負けて悔しがって泣いている子もいましたけれども、本当に有意義な大会だったと思います。

そういうことを紹介して、結局は僕が言いたいのは、ユース大会は全部合わせても228名だということで、非常に高額な予算を使ってそして228名、なぜかという、228名がたたくさんの方が参加していただいているということですよ。

それから、機運の醸成ができた、私は機運の醸成は市民のほうから考えても非常に無関心のほうに比重が厚いというふうに考えているわけなんです、機運の醸成それから認知度というのはどんなふうに図ろうとしているかどうか、お尋ねしたいと思います。

○石嶋委員長

大野委員、これは130ページのスポーツライミングのまち龍ヶ崎推進事業の予算についてよろしいですか。

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

スポーツライミングの機運の醸成ということよろしいですか。質問内容は。

スポーツライミングのまち龍ヶ崎ということで、のぼり旗を立てて事業を進めておりますので、この事業がより浸透するようというところで、一つは大きなものとしては、AKIYO's DREAM with RYUGASAKIが今核となっているような形になると思います。この大会等を通して情報発信等々行いまして機運の醸成を図っていきたくと思っています。

リレーマラソンをお褒めいただきましてありがとうございます。

こういったスポーツ関連事業を進めることによって、ますます市のにぎわい創出とか、あとは健康増進とかそういったものに尽力してまいりたいと思っています。

以上です。

○石嶋委員長

大野委員。

○大野誠一郎委員

要は、予算ですから、8年度ですから、私はリレーマラソンのことを例にとってこんなに盛り上がっているのにスポーツクライミングについてはどんなふうに機運の醸成を図っていくのか、あるいは認知度向上を図っていくのかということをお聞きしたんです。

もしあれでしたらいいですよ。

○石嶋委員長

よろしいですか。

札幌委員。

○札幌委員

じゃあ、大野さんが諦めたので、要はこのスポーツクライミングのまちの事業に関してなんですけれども、競技人口は何人と想定しているんですかね。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

市内でこのクライミングをやる人の競技人口ですか。

競技人口を何人にするとかという想定はしておりません。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

では、この予算の概要の中でこのプロジェクトは地域資源となる力を有するスポーツクライミングを生かして地域に対して新たな魅力づくりを推進していきますというふうなあれになっているんですけれども、目的はそもそも何のためにやるのかというのをもう一回確認したいんです。市民の健康のためにやるのか、市のイメージアップのためにやるのかという。

○石嶋委員長

昇課長。

○昇スポーツ推進課長

両方あると思うんですけれども、基本的にはシティセールスとかそういった部分、まちづくりということで、ほかにもできれば産業振興とかあとは経済効果とかそういったものも普及させたいということなんです、一番大きいのはシティプロモーションになっているかなと思います。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

私、この事業を別に否定するわけではないですよ。

ただ、評価方法をやっぱり明確にしておいていただきたいなというふうに思います。

さっき大野委員が言われたのも、マラソンはすごく何人も来ていてこの費用でこれだけ盛り上がった、1人当たりの単価がこれぐらいだと。この事業に関して1人当たりの参加人数の費用にしてはコスパがあまりよくないんじゃないかなというふうにどうしても見えてしまうので、この後続けるのを目的にするとかこれをもって評価をしますよというのを明確にしておいていただいて、今年度だけで終わる事業じゃないと思うのでそこをお願いしたいと思います。これ要望です。

次の質問に移ります。

出産のことで78ページ、ちょっと教えていただきたいなと思ったのが、78ページの出産費資金の貸付事業とあるんですけれども、この貸付けというのが実際にはどうなのかなというのをお聞きしたかったんですけれども。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

実は、この事業はしばらく実績がございません。

かつては、出産費を支払うことが難しい方がいらっしやいまして、出産費の9割相当を貸し付けて、出産育児一時金が出たときに精算する仕組みがあったんですが、今は直接医療機関へ支払う形になっておりまして、ここしばらく実績はございません。

以上でございます。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

ありがとうございます。

それでは、89ページなんですけれども、たつのこたちの運用費なんですけれども、現在のたつのこたちの登録数を教えていただきたいんですけれども。

○石嶋委員長

蔭山こども家庭センター課長。

○蔭山こども家庭センター課長

今までの累計になりますけれども、1,800人程度いらっしやいます。

事業開始からですか。ちょっとお待ちください。

○石嶋委員長

回答できますか。

○蔭山こども家庭センター課長

お調べしてすぐお答えいたします。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

別件で、次の91ページの不妊治療費の助成事業なんですけれども、これが今までの進めた実績等を教えていただきたいんですけれども。

○石嶋委員長

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

○石嶋委員長

会議を再開いたします。

蔭山課長。

○蔭山こども家庭センター課長

不妊治療費の実績ですね、こちらの補助自体が令和7年度事業になりまして、令和4年度以前は保険適用になっておりません。申し訳ありません。数字のほうが以前のものがいいんですけれども。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

申し訳ないです。

87ページのまいん健康サポート、これの今の利用者数、直近のところの数字をお教えいただきたいと思います。利用者が分からなかったら登録者数でもいいので。

○石嶋委員長

回答できますか。

じゃあ、後ほど。

札幌委員。

○札幌委員

じゃあ、これが最後の質問なんですけれども、85ページの生活保護世帯が70世帯ほどな

くなった、比率が少なくなりましたということなんですけれども、その理由をお教えいただきたい。

○石嶋委員長

松本保護課長。

○松本保護課長

要因につきましては、廃止のほうだけでよろしいですか。

保護廃止のほうでは、高齢化に伴います死亡が33世帯と割合的に多いんですけども、そのほかの37世帯につきましてはケースワーカーの自立助長や就労指導などにより収入増加などにより経済的自立更生に導けたものです。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

ありがとうございます。

すばらしい実績だと思います。私はもっと死亡数が多いのかなと思っていましたけれども、それなりに数はいますけれども、ただ、この中で今現在、まだ生活保護を受けている世帯で外国人世帯はいらっしゃいますか。

○石嶋委員長

松本課長。

○松本保護課長

保護世帯のほうで12世帯です。経過でいきますと、令和5年度が12世帯、令和6年度が11世帯、令和7年度が12世帯ということで、ほぼ横ばいで急激に増加したりとかはございません。

以上です。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○石嶋委員長

大久保健康増進課長。

○大久保健康増進課長

大変申し訳ありませんでした。

まいんの登録者数でお答えさせていただきたいと思います。

令和6年度で登録者数で689名ございます。ちなみに、令和5年度が582名ということで、1年間で100名強登録者数が増えているというような状況でございます。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

ありがとうございます。

要は、すごく高齢者にはこういった施設が喜ばれているということなんです。だから、ぜひ松葉・長山地区にこのような感じのイメージも持ってもらえればと思って質問しました。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

[発言する者なし]

○石嶋委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第34号 令和8年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案第34号 令和8年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。155ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億8,400万円としております。対前年度比は1.2%の減です。

本市の国民健康保険の状況です。

令和7年12月末現在の市内の被保険者数と加入世帯数は、それぞれ1万4,531人、1万125世帯で、前年同月比でそれぞれ3.31%、1.53%の減です。

160ページをご覧ください。

歳入です。

一番上の枠、款1国民健康保険税です。

令和8年度より保険税の内訳がこれまでの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類から、新たに子ども・子育て支援金分が加わり4種類となりました。この子ども・子育て支援金分につきましては、保険税率等を新たに設定する必要があるため、本定例会で龍ヶ崎市国民健康保険税条例一部改正案を上程しております。

子ども・子育て支援金分現年課税分の予算額5,397万8,000円は、歳出の国民健康保険事業費納付金の中の子ども・子育て支援金分と同額を計上しております。これは、令和8年度分として県から示された額です。

保険税の対前年度比は、子ども・子育て支援納付金分を除く前年度ベースで見れば、被保険者数の減などにより全体で1.7%の減となりますが、子ども・子育て支援金分を含めると2.4%の増となっております。

161ページです。

2番目、普通交付金です。

市が負担する療養給付費や療養費等の同額が茨城県から交付されるものでございます。

その次、保険者努力支援分です。

市町村が取り組む保険事業や医療費適正化事業などが点数化され、交付されるものです。

その次、特別調整交付金分（市町村分）です。

国保ヘルスアップ事業の管理栄養士に係る人件費などを踏まえて計上しております。

その次、都道府県繰入金（2号分）です。

市町村の収納対策や第三者行為求償などの取組に対する交付金です。

162ページです。

4番目、健康増進事業費繰入金です。

特定健康診査の基本検査項目である尿酸クレアチニン検査に対する補助金が一般会計に一括して交付されるため、相当分を繰り入れるものです。

一つ飛んで、財政安定化支援事業繰入金は、地方交付税措置による繰入れです。なお、昨年度まではここで出産育児一時金等繰入金を計上しておりましたが、令和8年度から地方財政措置の対象外となったため、計上しておりません。

その次、国民健康保険支払準備基金繰入金です。

歳出の国民健康保険事業費納付金の減などにより、対前年度比72.4%の減です。

164ページをご覧ください。

ここから歳出です。

3番目、国民健康保険事務費です。

資格確認書をはじめとした各種帳票の作成費用や郵送費等で対前年度比12.8%の減です。

その次、国庫補助申請システム運用費です。

例年のシステムの保守に加え、令和8年度は国保の事業状況報告や補助金申請における

子ども・子育て支援金制度対応の改修経費を含むため、対前年度比で137.2%の増です。

その次、住民情報基幹系標準化システム運用費（国民健康保険）です。

例年の保険税納入通知書作成及び封入・封緘に係る委託料に加え、令和8年度は保険税収納システムにおける子ども・子育て支援金制度対応の改修経費を含むため、対前年度比で40.1%の増です。

その次、国民健康保険団体連合会負担金です。

レセプト審査や共同電算処理などを委託している茨城県国民健康保険団体連合会に対する負担金です。

その次、国民健康保険賦課事務費です。

保険税のパンフレット印刷、各種通知の郵送料などです。

166ページです。

2番目、一般被保険者高額介護合算療養費です。

被保険者が国民健康保険の保険診療と介護保険の介護サービス両方を利用したときの1年間の自己負担額合計が限度額を超えた場合に超過分が払い戻されるもので、前年度比12.3%の減です。

167ページです。

1番目、一般被保険者医療給付費分から最後の行、子ども・子育て支援金分までの国民健康保険事業費納付金は、茨城県から示された額に基づく予算計上であります。ここでも、令和8年度から既存の一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分に加えて、ページ下段の子ども・子育て支援金分が加わっております。

これ以降は例年どおりの内容となっております。

説明は以上でございます。

○石嶋委員長

休憩いたします。

午後3時15分再開の予定であります。

〔休憩〕

○石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

蔭山こども家庭センター課長。

○蔭山こども家庭センター課長

先ほど、札幌委員からご質問いただきましたたつこのこたっこの集計の開始年になります。西暦で言いますと2016年、平成28年の12月からになります。

あと、申し訳ありません。先ほど登録者の数なんですけれども、1,800人ということで大体の数をお伝えしたんですけれども、正確な数は1,832名になります。

よろしく願いいたします。

○石嶋委員長

札幌委員。

○札幌委員

これすごくいいと思っているんですけれども、それにしても伸び率が低いような気がしているので、もっと周知といいますか啓蒙活動をお願いしたいと思います。

以上です。

○石嶋委員長

それでは、先ほどの説明ありがとうございました。

説明された内容について質疑はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

今回新たに子ども・子育て支援金というものを納付することになるんですけれども、この算出根拠と国民健康保険のほうから出すわけなんですけれども、あまり子どもと子育て

に私はそんなに関係ないのにどうしてここから出すのかという思いがあるので、その認識について伺います。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

まず、算出根拠から申し上げます。

この子ども・子育て支援金につきまして、まず各年度の国家予算の中でこの支援金を充てる事業の予算が決まります。それを、今度後期高齢者医療とそれ以外の健康保険について案分するんですが、医療保険料の割合で案分を行います。後期高齢者医療については、全健康保険料の大体9%ぐらい、8%と言われております。国保の場合はまだ先がありまして、後期高齢者医療以外の健康保険について割り振られた支援納付金につきまして、今度は国保と被用者保険で案分します。その案分は、国保と被用者保険の加入者数で案分します。最後、国保に案分された分については、各都道府県の18歳以上の被保険者数に応じて案分します。

つまり、国家予算が決まります。それを、保険料の割合で後期高齢とそれ以外に分け、後期高齢以外については、それぞれの健康保険の加入者数で案分し、国保は各都道府県の18歳以上の被保険者数で案分します。それが最終的には市町村のほうに国民健康分納付金という形で下りてまいります。それが算定根拠です。

あと、この子ども・子育て支援金について、健康保険から徴収する認識といいますか国のほうの解釈のほうになるんですけども、こちらはこども家庭庁のホームページに載っている文章を参考で紹介いたします。

社会保険制度が社会全体の理念を基盤としてともに支え合う仕組みであって、支援金制度も同じです。そして、社会保険制度の中でも医療保険制度は他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと、現行制度においても後期高齢者支援金や出産・育児支援金など、世代を超えた支える仕組みが組み込まれていること、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることが医療保険制度の持続可能性を高めるといふこと、ということからこの支援金を医療保険料と合わせて拠出する形とされたと書かれております。

以上でございます。

○石嶋委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今の理由については、あまりちょっと私は納得できないんですけども、分かりました。

○石嶋委員長

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○石嶋委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第35号 令和8年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算についてご説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案第35号 令和8年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算、福祉部の所管事項についてご説明いたします。

予算書179ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,500万円と定めるものでございます。

それでは、内容をご説明いたします。

187ページをお願いいたします。

歳入です。

款が3の国庫支出金、2の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金及びその下の3の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金です。

こちらは、国・県及び社会保険診療報酬支払基金がそれぞれの負担割合に応じた負担金を市に納入しております。

188ページをお願いします。

中段の地域支援事業支援交付金現年度分は、日常生活支援総合事業に係る第2号被保険者40歳から64歳の負担分で、日常生活支援総合事業に係る給付の27%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

189ページをお願いします。

上から2番目の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分は、日常生活支援総合事業に対する2.5%の県の負担割合分です。

一つ飛びまして、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分は、包括的支援任意事業費に対する19.25%の県の負担割合分です。

190ページをお願いします。

上から2番目の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金は、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業に対する市の負担割合12.5%分を一般会計から繰り入れるものです。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金は、包括的支援任意事業費に対する市の負担割合19.25%分を一般会計から繰り入れるものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出です。

197ページをお開きください。

上から2番目の第1号事業支給費です。

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型及び通所型サービスに係る費用について、国保連合会を經由し、各サービス提供事業所へ支払う費用です。

一つ飛びまして、介護予防ケアマネジメント事業です。

要支援者、事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント作成に係る費用について、国保連合会を經由し、地域包括支援センターへ支払う費用です。

199ページをお願いします。

上から3番目の地域包括支援センター運営費です。

包括的支援事業を委託する東部地区及び西部地区の地域包括支援センターの委託料です。

その下、地域包括支援システム運用費です。

市と地域包括支援センターで使用するシステムの運用に要する費用です。

一番下です。

成年後見制度利用支援事業です。

成年後見人の主張申立てや成年後見人への報酬助成費用や制度推進のため設置した協議会運営に係る費用です。

200ページをお願いします。

上から4番目です。

高齢者等見守りサポート事業です。

令和8年度からの新規事業で、固定電話を持たない人にも緊急通報装置を貸与することができ、家庭内で発生した病気、事故及び生活面での相談等による通報に対応し、人感センサーを希望により設置することで24時間365日対応できる体制を整備するものです。

一番下の生活支援コーディネーター事業です。

地域課題の話し合いの場に関わる生活支援コーディネーターの配置などの業務委託に関する費用です。

201ページをお願いします。

上から2番目の認知症初期集中支援推進事業です。

令和8年度からの新規事業で、認知症初期集中支援チーム運営の業務委託に関する費用です。

その下、認知症地域支援・ケア向上事業です。

令和8年度からの新規事業で、認知症地域支援推進員の配置などの業務委託に関する費用です。

一番下です。

介護用品購入費助成事業は、在宅介護者への負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品の購入を一部助成する費用です。

以上で福祉部所管の説明を終わります。

○石嶋委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項を説明いたします。

はじめに、本市の介護保険の状況です。

昨年12月末現在の第1号被保険者数は2万3,564人です。前年同月比で168人の増です。

次は、186ページをご覧ください。

歳入です。

一番上の枠、款1保険料です。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。

説明欄の上から順に、年金からの特別徴収現年度分、その下、普通徴収現年度分、その下、滞納繰越分の構成になります。保険料の対前年度比は、被保険者数の増などにより保険料収入全体では2.6%の増です。

下から2番目、国庫支出金の介護給付費現年度分です。

施設で15%、それ以外20%の国の負担割合によるものです。

187ページです。

一番下、支払基金交付金の介護給付費現年度分です。

介護給付費に対して27%の負担割合で、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものです。

188ページです。

一番下、県支出金の介護給付費現年度分です。

施設が17.5%、それ以外が12.5%の県の負担割合によるものです。

190ページです。

1番目、介護給付費繰入金です。

介護給付費に対する市の負担割合分12.5%の繰入れです。

192ページです。

ここから歳出になります。

3番目、介護保険事務費です。

介護保険業務全般の共通経費で、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の委員への報酬や被保険者への通知発送経費等です。今年度から介護保険給付費分単位数表標準マスタの年間ライセンス費用を計上しております。

その次、介護事業所台帳管理システム運用費です。

システム保守に係る経費です。介護報酬会計に伴うシステム改修費用41万8,000円を計上しております。国の補助2分の1となっております。

その次、住民情報基幹系標準化システム運用費（介護保険）です。

被保険者証、認定調査票等の印刷や封入・封緘業務の委託料及びシステムの利用料です。

一番下、介護保険賦課徴収事務費です。

介護保険料の賦課徴収に要する経費です。

193ページ、一番下、認定調査等事務費です。

主に主治医意見書の作成手数料や要介護認定調査の外部委託費、封筒等の印刷に要する費用です。

198ページ、1番目、高齢者いきいき活動支援事業です。

元気サロン松葉館の運営委託の経費です。利用者増に伴い令和8年度より新たに土曜日を開館することにより32%増です。

二つ飛んで、健康マイレージ事業です。

健康マイレージ事業に要する経費で、登録者の増加に伴う商品交換費用等に要する経費の28%増です。総額の50%を介護保険事業特別会計で計上しております。また、当該事業については、健康ポイントの付与数や商品交換について見直しを行っております。

そのほかについては、ほぼ例年どおりです。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○石嶋委員長

説明ありがとうございます。

ただいま説明された内容について、質疑はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

1点だけお聞きいたします。

200ページの上から四つ目の丸、高齢者等見守りサポート事業、長い間お待ちしておりました。いよいよできるということで、事業内容を詳しく教えてください。

○石嶋委員長

山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

見守りサポート事業につきましては、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業としまして、高齢者等の家庭内の事故等に24時間365日対応するための事業でございます。

事業導入により独り暮らし高齢者等の家庭内の事故等による通報に24時間365日対応することにより、見守り環境が充実して、より安定した生活を送ることができるものと考えております。

この中で、特に事故等の早期発見とか孤独死の防止、それから生活上の不安の解消、安全の確保、そういったものにつながるものと考えており、期待しておるところでございます。

以上でございます。

○石嶋委員長

山宮委員。

○山宮委員

今までと違うのは、携帯電話、スマホでもできるということと、あと人感センサーとあったんですけども、それはどのような対応になるんですか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

人感センサーにつきましては、利用者の方のオプションにはなってしまうんですけども、例えば家庭内で生活されているときに、例えば居室、居間とかとトイレの間に人感センサーを設置する、そういったことによりまして1日数回そこを通るところが、そのセンサーがついてますから、通らなく感知しないという形になりますと、もしかしたら家の中で倒れているのではないかと、そういった早期の確認に繋がれるということでございます。

以上です。

○石嶋委員長

山宮委員。

○山宮委員

基本的には独り暮らしなんでしょうけれども、家族がいても昼間誰もいなくなったり、例えば息子さんと2人暮らしのお母さんで、息子さんが昼間仕事で1日中空けてしまうとか、そういう方の場合もこれは設置すること可能なんでしょうか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

現在、まだ使われております緊急通報システム、これについてもケース・バイ・ケースにはよりますけれども、例えば同居されている息子さんの朝出勤がすごく早くて帰りがすごく遅いとか、そういった場合には対象にしておりますので、今回、新しいものを導入しますけれども、それにつきましてもケース・バイ・ケースではありますけれども、対応はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

久米原委員。

○久米原委員

すみません、201ページの一番上から2番目、3番目と続くんですけども、認知症の総合支援事業、また新規事業が2種類始まるんですけども、まずは、認知症総合支援事業で今現在行われている認知症に対する支援事業を教えてください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

認知症総合支援事業でございます。

具体的な事業に関しましては、幾つかあるんですけども、QRコード活用事業というのがございまして、認知症の方とかが行方不明になったりとかした場合に、これまでは端末を持たせてそれを確認する、こういった方法をとっておったんですが、なかなかその端末自体を持ち歩かないとかそういったケースもあったものですから、今度は、現在は腕とかに巻き付けるQRコード、これをつけることによって携帯のカメラ機能、こういったもので所在とか本人確認ができる、こういったものに係る経費でございます。

そのほかには、認知症カフェの運営、認知症家族の会に委託しておりますけれども、こういったものに係る経費、それからこれは市のほうになりますけれども、認知症関係のケア会議、こういったものに係る経費、これが認知症総合支援事業でございます。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

あと、チームオレンジとかもそうだったかなと思うんですけど。

あと、その下、今度新規事業で認知症初期集中支援推進事業を業務委託してというような説明だったと思うんですけども、内容をもう少し詳しく教えてください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

認知症初期集中支援推進事業費でございます。

これ、令和8年度からの新規事業でございます。委託先は、八峰会池田病院になります。内容としましては、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の方やその家族に早い段階で関わられるよう、認知症初期集中支援チームを設置しまして認知症の早期診断、それから対応に向けた支援体制を構築する事業でございます。

具体的には、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる方、それから認知症の方及びその家族を訪問し、認知症の観察評価、こういったものをして、家族支援などの初期支援を専門医、それからかかりつけ医と連携しながら包括的・集中的に行うものでございます。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

そうすると、ご家族が気づいてちょっともしかしたら認知症かもしれないとご相談をしたら、そちらから来ていただいているいろいろ対応していただけるという取組ですね。

分かりました。ありがとうございます。

その下、こちらも新規だと思うんですけども、認知症地域支援ケア向上事業を教えてください。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

認知症地域支援ケア向上事業につきましても、令和8年度からの新規事業でございます。委託先は、八峰会池田病院になります。

内容につきましては、先ほどご説明したように、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症地域支援員を配置し、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービス機関が連携して地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業でございます。

具体的には、認知症に関する周知啓発業務のほか、認知症に関する講演会、こういったものの企画、それから認知症サポーター養成講座の開催など、認知症の方に対して医療、介護、生活支援を行うサービス機関が連携を図るための取組を行うものでございます。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

ちなみに、推進員というのは何人ぐらいいるんですって。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

推進員は、一応今のところ1名を予定しております。

これは、池田病院内に在籍しております精神保健福祉士を予定しております。

以上です。

○石嶋委員長

久米原委員。

○久米原委員

分かりました。

私も認知症についてはいろいろ質問してきましたので、幅広く始まったんだということで、引き続き丁寧に、また声を聞いていただきながらよりよくなるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○石嶋委員長

ほかにございますか。

岡部委員。

○岡部委員

そうしましたら、予算書199ページから200ページにかけてのところで、アクションプランでは11ページで、午前中、一般会計で大野委員から質問あったんですが、成年後見支援センター支援事業が今年度から新規でというところで、先ほどご答弁の中で市直営でこういった相談を受けていたものが専門性が高くてというところで社協さんのほうに相談してやってもらうというところでありましたが、社協さんがその相談窓口としては、社協さんのほうでそういう専門的な資格者とかが対応するというようなわけではないんでしょうか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

社協さん、全員が全員例えば有資格者ということではないものですから、令和8年度の窓口の開設当初につきましては、社協の職員でございませけれども権利擁護等々に関する資格はちょっと持っておりませんが、中には現在職員の中で社会福祉士等々の資格取得に向けて取組をしている職員がございませるので、事業等を継続していく中でそういった職員の配置あるいは今後の職員採用、そういったところで専門性を高めていければ、このように思っております。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

これからの事業ではあるんで見守っていきたいところはあるんですが、実際にはこういう成年後見人制度を使われる方というのは、よく多いのは家族の方が、例えば親が認知症になってしまって空き家になっている財産処分したいけれども、そういう制度を使わないと処分できないですとか、そういった問題が生じてから相談に来られるというようなことが多いのかと思ひまして、ですので、実際にそういう認知症関係が増えている中で、今、先ほど久米原委員からあったような認知症対策のところのそういう池田病院さんに委託してやってもらうところですか、あと地域包括支援センターなんかも窓口としてある中で、成年後見人に特化した窓口というところで、実際相談に行こうと思った人はやっぱりなかなかそういう支援センター、それ専門の相談窓口があるというのなかなかよほど周知をやってもらわないと分かりづらいのかなというのもありまして、あと、そもそもそういう意思能力がなくなる前段階で、例えば任意の後見制度であったり家族信託であったりいろいろ財産管理するいろんな制度がある中で、どちらかと言うと本人の意思というところで考えると、事前にこういう制度があるのが分かっていたら、成年後見人制度までいなくて済むというのがあるのかと思うんで、その周知、PRがやはり大切なところで、そう考えるとそういう先ほどあった認知症の対策のところであったり終活支援の事業であったり、そういうところの周知啓発なんか絡んでくる事業なのかなというのがありまして、その辺の包括センターですとか、今回新規でできた認知症の推進の池田病院さんに委託するものですか、窓口がなんかかえっていっぱいになることで余計にややこしくならぬかなんていうのもちょっと考えたんですけれども、そのあたりの連動性とかはどのようにお考えでしょうか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

まず、先ほどお話ししましたが、認知症の初期集中支援チームとか、こちら認知症の専門のところで扱うということになりますけれども、やはり基本的には初期集中支援チーム等々に直接市民が相談をするということではなくて、取っかかりのはじめとしまして地域包括支援センター、こちらのほうでも当然社会福祉士が構成メンバーにおりますので、こういったところで権利擁護、認知症じゃないかというおそれがあったときに地域包括支援センターが認知症初期集中支援チーム、こういうところにつないでいくという形になります。

それからあと、社協のほうで始める後見人支援センター、こちらのほう、それからあと福祉総務課としましてもこういった事業を始めていますという周知広報はしていくものの、やはり地域包括支援センターからまた社協さんでこういうのをやっていますよといったところで、いずれにしても地域包括支援センターが取っかかりの部分の最初の部分、重要な役割を果たしていくのかな、このように考えておりますので、この辺らばらにならないように連携して取り組んでいきたい、このように思っております。

以上です。

○石嶋委員長

岡部委員。

○岡部委員

分かりました。

基本的に総合的な窓口は包括支援センターというところがやっぱり、よく分からない相談はもうそこへ行けばということでもいいのかとは思いますが、やはり成年後見人制度にするのか任意後見がいいのか、それとも家族信託のほうがいいのか、ケース・バイ・ケースでその人によって多分いろいろメリット、デメリットがあるので、できれば意思能力がはっきりしている段階でこういう制度がありますよと分かっておくのが、まずは本人の意思でということがありますので一番いいのかなというふうに思いますので、特に認知症対策とか終活支援につながる事業になると思うんですが、こういう制度の周知PRというところに、ぜひ今回社協さんのほうに事業委託するところでも、ぜひその辺の周知啓発に力を入れていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○石嶋委員長

ほかございますか。

杉野委員。

○杉野委員

200ページの在宅医療・介護連携費、これについてなんですが、前年度、本年度ほぼ同額ということですが、まず在宅医療・介護連携という委託料で388万8,000円、内容について簡単にご説明ください。

○石嶋委員長

山崎福祉総務課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

こちらの委託料380万ほどでございますけれども、これについては医師会の訪問看護ステーションのほうに委託しております在宅医療連携相談室の委託料でございます。

月曜日から金曜日までの曜日で朝の9時から17時まで、介護とか医療の相談を受けている、そういったものでございます。

以上です。

○石嶋委員長

杉野委員。

○杉野委員

実際にはこれから在宅医療あるいは在宅介護、相当増えていきます。今でも増えていると思います。

附属棟にある医師会に委託しているわけですがけれども、夜間は、私勘違いしていたんですけども、実際に高齢者あるいは医療を要するところ、介護を要する方のところへ行って、それで支援していくということなのか、それともただ相談を受け付けているということなのか、その辺だけちょっと確認したいんですが、どうですか。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

基本は電話等々の相談になりますけれども、これもケース・バイ・ケースでございまして、場合によっては訪問、そういったことも考えられるかと思えます。

ただ、訪問看護ステーション自体が、この相談室のみをやっているわけではございませんので、当然、問合せ等々あったときに対応できない、そういう場合もございまして。その際は、改めて担当者等がそういった連絡があったというときには折り返し電話をさせていただいて相談を受け付ける、こういう体制をとっているところでございます。

以上です。

○石嶋委員長

杉野委員。

○杉野委員

分かりました。

後のケアが大事なのかなというふうに考えています。

特にこの在宅医療、今診療所ほとんどもう5時になると電話も通じないということで困っちゃっています。そういうことから、やはりこの機能を充実させていかなくちゃいけないのかなというふうに感じますので、よろしくご検討のほど要望しておきます。お願いいたします。

それから、生活支援サポートセンター、これは本当に助かっている、私も前から要望しておりましたので評価したいと思っています。

一つ、199ページの2番目の地域包括支援センターについてであります。委託料8,650万ということで、これも委託しているわけですがけれども、お聞きしたいのは、今回ここで比較、前年度見ると850万増えていますけれども、これは何か増やした要因というのは何なのかなど。ざっくりでいいです。

○石嶋委員長

山崎課長。

○山崎福祉総務課長

お答えいたします。

包括支援センターの委託料でございましてけれども、高くなっているということでございますが、これ全国的な人件費の高騰、それから物価高、かかる経費も高騰しているといったところで、その分の値上げということでこの金額になっているということでございます。

以上です。

○石嶋委員長

杉野委員。

○杉野委員

理解しました。

それで、私が言いたいのはもう既にお分かりかと思えますけれども、一般質問等で十分やりましたので今回は、来年度はぜひ、今限界に近いと思います。地域包括支援センター、条例を見ても満杯を越しちゃってるということなので、ぜひ実現できるよう強く要望します。

以上です。

○石嶋委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○石嶋委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第36号 令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計予算についてご説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案第36号 令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書211ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,250万円と定めるものでございます。

龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計は、市が運営するこども発達センターつぼみ園運営の特別会計です。

つぼみ園の利用対象者は、市内に住所を有する小学校就学前の未就学児、市立小学校及び特別支援学校小学部に在籍する学童でございます。登録児童数は令和6年3月1日現在が276人、令和7年3月1日現在が249人、令和8年3月1日現在では未就学児117人、小学生111人の合計228人が在籍しております。ここ数年、未就学児よりも小学生の人数が多い状況でしたが、令和8年3月時点では登録人数が逆転をいたしました。

216ページをお願いいたします。

歳入です。

1番目、障がい児通所給付費収入です。

児童福祉法に基づく給付費から自己負担分を除いた公費負担分です。常勤配置の作業療法士の育児休業等の予定により、前年度比14.39%の減額となります。

次に、児童通所支援事業自己負担金（現年度分）は、利用者負担1割分の収入です。3歳から5歳児の国の無償化に加えまして、ゼロ歳から2歳児に係る利用者負担金を市独自に無償化することで、未就学児は全員が負担なくつぼみ園を利用することができます。

一つ飛びまして、障がい者地域生活支援事業費繰入金は、地域支援として行っている幼児教育施設や保育施設、小学校等の職員に対する巡回相談事業といった障がい者地域生活支援事業費の国及び県補助金の対象経費について一般会計から繰り入れるものです。

次に、総務管理費等繰入金は、つぼみ園の人件費や施設管理費の不足分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、児童発達支援サービス事業費繰入金は、事業費の不足分を一般会計から繰り入れるものです。

一つ飛びまして、給食費負担金は、食事による療育を行う際の利用者負担金です。

次に、園外活動負担金は、スポーツ安全保険の加入者負担金です。

以上が歳入の説明となります。

218ページをお願いします。

歳出です。

中段のつぼみ園管理費です。

施設の維持管理に係る経費です。施設清掃及び警備の委託料、建物のリース料が主な費用ですが、新たに利用児童の安全確保を目的に防犯カメラの設置を予定しておりますことから、前年度比6.3%の増額となります。

219ページをお願いします。

上から2番目の児童通所支援事業です。

事業所の運営に係る事務経費のほか、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、心理士な

どの派遣に係る委託料が主な費用ですが、委託料につきましては、令和5年5月から常勤配置の作業療法士が育児休業等を取得する予定となっていますことから、前年度比3.4%の増額となります。

次に、児童通所支援業務システム等運用費です。

利用者への情報発信やサービスの利用状況、利用料の請求業務等を管理するためのシステム利用料です。

最後に、児童発達支援事業予備費は、緊急時の対応として計上しております。

以上、令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石嶋委員長

説明ありがとうございました。

ただいま説明された内容について質疑はありますか。

油原委員。

○油原委員

1点だけ、何ページということではなくて、一般会計で大野みどり委員からも質問ありました5歳児健診、要するにこれは軽度発達児童の早期発見ということが主なんだろうと、当然これが早期発見、早期療育というようなことにつながっていくのだろうというふうに思いますけれども、当然つぼみ園の役割というのも大きくなっていくのかなと、そういう意味で5歳児健診事業の影響、それから今部長からも説明があったように言語聴覚療法支援とか作業療法支援とか、要するに強化するということでありますけれども、学校教育にも影響があるんだろうというふうに思いますが、要するに療育の指導体制、そういう関係について課題やそういうものを含めてお願いをいたします。

○石嶋委員長

唯根つぼみ園課長。

○唯根こども発達センターつぼみ園所長

ご質問のとおり5歳児健診が始まるに当たりまして、当センターにおきましても準備体制のほうを考慮しまして令和8年度予算のほうは計上させていただいております。

現在、療育体制といたしまして任期付きで常勤配置の専門職をここ3年連続でさせていただいております。現在、言語聴覚士、作業療法士、公認心理士を常勤配置しております。また、4月からは会計年度任用職員ですけれども理学療法士の常勤配置を予定しております。

やはり、新規での登録が毎年年間で令和6年度が40人、令和7年度2月末現在で44人と、先ほど詳細のほうは部長からの報告がありましたけれども、ここ最近母子保健事業との連携というところを強化しております。5歳児健診のみならず1歳6か月児健診後のつぼみ園利用というのも実は増えております。

ですので、まさに早期療育という点から見ますと非常に今、理想の形になりつつあるというところでもあります。

そういった意味で、専門職を例年常勤配置させていただいているところから、さらに内容を強化できればと思っているところです。

以上です。

○石嶋委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○石嶋委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第37号 令和8年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案第37号 令和8年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明いたします。

227ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,100万円としております。対前年度比は9.8%の増です。令和7年12月末現在の被保険者数は1万3,064人で、前年同月比で3.84%の増となっております。

歳入です。

232ページをご覧ください。

一番上の枠、款1後期高齢者医療保険料です。

1番目、後期高齢者医療保険料特別徴収現年度分は、年金天引きによる保険料収入です。

その次、後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分は、納付書や口座振替などによる保険料収入です。なお、後期高齢者医療保険料におきましても、令和8年度から子ども・子育て支援金分が加わるため、現年度分ではそれを含めた金額としております。保険税の対前年度比は、被保険者の増などにより保険料収入全体では16.4%の増です。

中ほどより下、保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の法定軽減等に係る繰入金です。ここでも、令和8年度から子ども・子育て支援金分として広域連合から示された額が含まれております。

その次、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は、市が広域連合に納付する療養給付費納付金と事務費等納付金の財源としての繰入金です。

その次、後期高齢者医療事業職員給与費等繰入金は、人件費等の財源です。

その次、後期高齢者医療事務費等繰入金は、歳出の後期高齢者医療事務費などの事務経費の財源としての繰入金です。

歳入は以上でございます。

続いて歳出です。

234ページをご覧ください。

3番目、後期高齢者医療事務費は、資格確認書の郵送費の事務経費等です。

その次、住民情報基幹系標準化システム運用費（後期高齢者医療）は、後期高齢者医療保険料の納入通知書等の作成及び封入・封緘に係る委託料、住民情報基幹系システムの使用料です。

一番下、後期高齢者医療保険料徴収事務費は、公金収納情報データ作成、口座振替やコンビニ収納に係る手数料などです。

235ページです。

1番目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市から広域連合への納付金です。被保険者数の増加及び子ども・子育て支援金分の保険料徴収開始等による増額です。なお、後期高齢者医療保険料等納付金の中には、子ども・子育て支援金分としての金額が含まれております。

そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりとなっております。

説明については以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石嶋委員長

説明ありがとうございます。

ただいま説明された内容について、質疑はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

1点だけ、子ども・子育ての金額が分かれば教えてください。

○石嶋委員長

回答できますか。

であれば、次いきます。

ほかにございますか。

杉野委員。

○杉野委員

それでは、予算書の概要の21ページのほうが分かりやすいと思います。

令和7年度と令和8年度比較してございますけれども、収入の歳入のほう、説明もありましたけれども、16.4%、これは異常に高い伸び率になっています。一番の原因は何なのかなと、それから2番目、大きい要因別に説明いただければと思います。

もちろん、歳出のほうで後期高齢者医療広域連合納付金、支払いのほうが10.4%、歳出のほうはアップしてございますけれども、それよりも歳入の部分がこんなに膨れ上がったということの原因、それを大きい順に教えていただければと思います。

○石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

保険料の収入が大きく増えた最大の理由は、やはり被保険者数の増加です。全国でも龍ヶ崎でも同じなんです、大体毎月対前年度同月比で三、四%増加しております。龍ヶ崎も例外ではありません。そのような形で、まず加入者数が増えたということで必然的に保険料も増えます。

プラス、子ども・子育て支援金分が追加になったこともありますので、そのような形で保険料収入も増えていく、一方で、当然被保険者数が増えますから医療費も増えるということになりますので、歳入歳出両方とも拡大する傾向は顕著だと考えております。

○石嶋委員長

杉野委員。

○杉野委員

明確にご答弁いただきましてありがとうございます。

どうしたらいいでしょうかね。

○石嶋委員長

沼尻課長。

○沼尻保険年金課長

なかなかこれは国もかなり頭を痛めているところでございまして、様々な形で医療給付費を抑える手だてを講じられております。

代表的なものは、高額療養費の自己負担限度額の引上げですとか、OTC類似薬の導入ですとか、そういう形で医療費を抑える方向に努力はされているところでございます。限界はあるかもしれませんが、国のほうもそんな形で医療費をできるだけ抑える、保険料負担も抑える方向で動いているところでございます。

以上です。

○石嶋委員長

杉野委員。

○杉野委員

またして明確なご答弁ありがとうございます。

私は、国がやっぱり対応が遅れ過ぎて、後期高齢者がこれだけどんどん増えていくというのはもう分かっていたはずなんですよね。だから、いわゆる税収、税法そういったものを抜本的に見直して財源をやっぱりつくり出さないと、国民にあるいは市民に負担になってはやっぱり駄目なんです。国が責任を持ってしっかり制度設計していただきたいと、これだけ言わしていただいて、私は質問終わります。

○石嶋委員長

沼尻課長。

○沼尻保険年金課長

回答が漏れておりました。

保険料納付金中の子ども・子育て支援金の金額でございますが、527万円ということで、これは広域連合が示した金額でございます。

以上です。

○石嶋委員長

ほかにごございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○石嶋委員長

質疑なしと認めます。

以上をもちまして健康福祉委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。

本日の予算審査特別委員会はこの程度にとどめ、明日3月12日午前10時に予算審査特別委員会を再開し、都市経済委員会所管事項の説明と質疑を行い、討論、採決と進めてまいります。

本日はこれをもって散会いたします。